

平成 29 年 6 月 8 日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	恩 道 正 博 君	7 番	藤 井 良 信 君
1 番	米 田 一 香 君	8 番	北 川 悦 子 君
2 番	磯 貝 幸 博 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	七 田 満 男 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	太 田 臣 宣 君	11 番	中 川 達 君
5 番	生 田 勇 人 君	12 番	南 守 雄 君
6 番	川 口 正 己 君		

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	町民福祉部子育て支援課長 兼子育て支援センター所長	堀 川 竜 一 君
副 町 長	上 出 孝 之 君	町 民 福 祉 部 長 保 険 年 金 課 長	高 平 紀 子 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町民福祉部保険年金課担当課長 兼福祉担当課長（保健センター担当）	北 野 享 君
総 務 部 長	長谷川 徹 君	町 民 福 祉 部 長 福 祉 課 長	出 嶋 剛 君
町民福祉部長	瀬 戸 博 行 君	町 民 福 祉 部 長 環 境 安 全 課 長	本 郁 夫 君
町民福祉部担当部長 （住民・子育て支援・環境担当）	上 島 恵 美 君	都 市 整 備 部 長 企 画 課 長	松 井 賢 志 君
都市整備部長	井 上 慎 一 君	都 市 整 備 部 長 地 域 振 興 課 長	下 村 利 郎 君
都市整備部担当部長 （企画・地域振興担当）	田 中 徹 君	都 市 整 備 部 長 都 市 建 設 課 長	銭 丸 弘 樹 君
教育委員会教育部長	田 中 義 勝 君	都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	上 前 浩 和 君
消 防 長	水 野 博 幸 君	都 市 整 備 部 長 上 下 水 道 課 長	松 岡 裕 司 君
総務部総務課長	上 出 功 君	都市整備部上下水道課担当課長 （水道担当）	高 橋 均 君
総務部財政課長	宮 本 義 治 君	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	岩 上 涼 一 君
総務部税務課長	若 林 優 治 君	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長	上 出 勝 浩 君
総務部税務課担当課長 兼総合収納室長	神 農 孝 夫 君	教育委員会生涯学習課長 兼男女共同参画室長	助 田 有 二 君
町 民 福 祉 部 長 住 民 課 長	福 島 誠 一 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 課 長	高 道 三 春 君

この祭典は宝であり、凧づくりを続けて 29 回という歴史を刻んできた関係者にとって誇りと言ってもよいものでございます。

まずは、祭典の総括と今後の展望について川口町長のご所見をお聞かせいただけないでしょうか。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 皆様、おはようございます。

北陸地方の梅雨入りは来週と聞いております。季節の変わり目はどうしても体調を崩しやすいのでございまして、どうか体調管理には今後とも十分にご留意願いたいと思っております。

それでは、磯貝議員のご質問にお答えをいたします。

ことしの世界の凧の祭典は、天候にも恵まれ、絶好の凧日和となりました。来場者数は約 3 万 6,000 人となり、同時開催の石川県主催のイベント「歩いてみよう！『のと里山海道』」も大勢の人でにぎわっておりました。

凧揚げ会場では、町内から参加された 17 町会の全ての凧が空高く舞い上がり、参加者の皆様にはおおむね満足いただけたものと感じております。

課題といたしまして、子供連れの一般来場者が会場で凧を揚げる場所がないという状況であったこと、また、大凧チャレンジから閉会式までの時間があき過ぎたことなどがございます。今後、実行委員会において改善に取り組みたいと考えております。

次に、世界の凧の祭典は、国内外に内灘町を発信できる一大イベントでございまして。来年は第 30 回の節目の年であり、石川テレビ放送の設立 50 周年でもございます。石川テレビと力を合わせて祭典を大いに盛り上げたいと考えております。

日本全国から大勢の凧愛好者の皆様には内灘の大会に来ていただくためには、全国各地の

大会へ参加することがこれまで以上に必要でございます。

日本海内灘砂丘凧の会の皆様には、県外の大会へ積極的に参加していただくよう、協議をしてまいりたいと考えております。

加えて、町内各地域の凧づくり活動のさらなる活性化を目指し、どのような支援が必要なのか検討してまいりたいと存じます。そのためにも、補正予算での予算計上が必要と考えております。

また、来場者の増加策につきましても、県内外にアピールできるよう、石川テレビ放送や日本の凧の会を初めとする関係機関と連携を図り、情報を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 磯貝議員。

○2 番【磯貝幸博君】 今後も活性化策にご尽力いただけるということで、今後も町ににぎわいと潤いをもたらすイベントとして、また一から取り組んでいっていただきたいものでございます。

来年、いよいよ 30 回の記念大会を迎えます。特別な印象もありますし、情報発信力も自然と高まります。発信するにはとてもよいきっかけとなります。内灘海岸の魅力をもっともっと全国に、いや、世界に発信していこうではありませんか。

内灘町の歴史の一部となっている祭典として、できれば誘客目標を 10 万人とか、そういう大きな目標、新しい客層を引きつける、そういった魅力あって大胆な催しを企画するなど、そういったお考えはございませんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

第 30 回大会に向けて、来年 4 月に金沢駅東もてなしドーム地下広場において、世界の凧

の祭典PRイベントの実施を現在計画をしております。また、ことに引き続き、来年度もイオンモールかほくで事前PRを行い、一般来場者の増加につなげてまいりたいとも考えております。

さらに、先ほど10万人とかというお話がありましたけれども、実行委員会において新しい企画を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 磯貝議員。

○2番【磯貝幸博君】 新しい企画が実行委員会で検討されるということで、大変楽しみになると思います。

来場者にいかに感動していただくか、どうすれば来年もまた来たいなと思っていただけるか、そういう仕掛けが必要になってくると思いますので、たくさんのアイデアをご検討いただきたいと思います。というばかりでございます。

さて、会場周辺は関係者やお客様の往来も活発で、祭典のにぎわいをとても肌を感じる事ができました。

しかし、会場を出ると、すぐにそれは薄くなり感じられなくなっていく、本当に町の一大イベントが行われているのかと思うぐらいです。少し残念な気持ちになりました。

町としてイベントの雰囲気づくりは大切で、多くの人々の目に触れることが肝心であります。例えば、のぼり旗とか上げてもいいんじゃないかなと思いますし、車にステッカーなどを張ったりしてもいいんじゃないかなとは思いますが、今回の質問では、来場者を町内へと誘導し商店の活性化につなぐ、内灘の観光地へといざない、その魅力に触れてもらう、そんな取り組みが必要ではないでしょうかということをご提案したいと思います。

例えば、来場者の動向調査をしてみたいかがでしょうか。どんなお客様が、どこへ行き、幾ら使ったかを調査するんです。お店などでそのカウントした金額とか人数とかの累

計を算出しましてイベントの効果を知ることによって今後の祭典の重要性を知ることその大切な要素になると思いますが、いかがでしょうか。凧の祭典がどれだけの魅力と経済効果があるのかを知るよい機会でもあり、より多くの町民に知ってもらうチャンスにもできます。

さらに、近隣市町との連携協力を行い、とりわけ金沢市などとの観光ルートを策定し流れをつくる、こういった地域連携協力の取り組みを働きかけるきっかけにもなると思いますが、いかがでしょうか。人口減少時代を競い合う地域間競争が叫ばれていますが、地域間協力によってもお互いの発展を期することも今後は重要な要素になってくると思います。

そういったことへの対応予算などを含め、世界の凧の祭典を起点とした町内への誘導や近隣市町との連携協力についてはどのようなお考えをお持ちなのか、町長のご所見を伺いたしたいと思います。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

凧揚げ会場では、河北郡市観光企画委員会と連携して、かほく市、津幡町、内灘町の観光パンフレットや河北周遊ドライブマップなどを配布しております。

この観光企画委員会では、河北郡内の市町の各種観光イベントに共催するほか、河北郡市周遊バスツアーを企画実施し、好評を得ているところでございます。

また、町商工会や観光協会ともさらに連携を強化し、会場内に出店する町内の商店が増加するよう取り組むほか、一般来場者に町内の提携商店で利用できるクーポン券を発行することができないかを現在検討をしております、町の活性化につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 磯貝議員。

○2番【磯貝幸博君】 私もちよっと、とりわけ金沢市と言ってしまうましたが、もちろん、かほく市と津幡町ともしっかりと連携した今のような取り組みをさらに進化させていくということで、来てもらったお客様をいかに商店を流して観光地も、さっきも言ったように流していくと、協力していくというのが本当に大切になるんじゃないかというふうに感じております。

さて、それでは、これまで祭典準備には大変な努力もご苦労もあったかと思えます。成果もたくさん見られましたが、課題も残ったように感じます。

冬期間に流れ着いたごみで埋め尽くされていた凧の祭典会場も、町民やボランティアの協力もあって、とてもきれいな海岸へとよみがえりました。

しかし、会場へ続く通路や駐車場周辺には砂やごみが落ちたまま、草も伸び放題といった様子で、まだまだ行き届いてない部分も見られたことがちょっと残念だなと感じました。

安心して事故のないような祭典をするべく、駐車場の確保や交通整理も含めて、会場周辺の対応は今後どのようなものにしていくのか、今後の取り組みなどもお聞かせいただきたいと思えます。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

凧揚げ会場周辺での駐車場は約1,100台分を確保しております。また、凧の祭典では、浅野川線の内灘駅と凧揚げ会場の間でシャトルバスを運行しております。

来年は第30回の記念大会であり、来場者の増加が見込まれることから、シャトルバスの増便も今後検討していきたいと思っております。

また、先ほど駐車場にごみとか、そういうお話ございましたけれども、草とか、何分私

有地なものですからちよっと難しい面がありまして、できるだけきれいに、来場者には心地よく来ていただけるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 磯貝議員。

○2番【磯貝幸博君】 会場周辺の道路とかその植え込みとか、そこら辺もまた注意していただければと思います。

そういった凧の祭典ということで、わくわくして訪れるお客様に、内灘町はきれいだなとか、楽しいな、また来たいなと感じていただけるよう、しっかり進めていただきたいと思えます。

今後40年、50年と続けていくには、今、ベテランのつくり手だけでは難しく、新しい参加者をどんどん引き寄せていかなければならないとその関係者も強く感じているところでございます。内灘の海岸、内灘の凧揚げ、わくわくする町内灘、海の町内灘、こんな楽しい町に来なくてどうするんですかと、そういうくらい全町で取り組み、成功に導いていただきたいと思うばかりでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

地域おこし協力隊について、平成21年度の制度開始当初は全国で31団体で、受け入れ隊員数は89名でした。年々採用する自治体も増加しまして、平成28年度では886団体、3,978名もの隊員が各地で活躍されました。

県内でも11市町で36名が採用されていましたが、平成29年度には追加募集するところが数多く見られます。姉妹都市である羽幌町にも4名、友好都市の猿払村にも3名が採用されているそうです。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている一方、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域での生活や地域社会に貢献したいという気持ちが若年層及び都市住民のニーズとして高ま

ってきているそうです。そのため、地域外の人材を積極的に募集し誘致することが、当町への定住促進につながるのに良策ではないでしょうか。

田舎暮らしに憧れを抱く若者が多いと聞きますが、地方に職がないと感じ、一步を踏み出せないことが多いそうです。地域おこし協力隊にはこの懸念が少なく、さらには活躍を期待されるなんて、何てすばらしい制度かと思えます。憧れの地域で自分自身で人生を切り開く、そんな夢に込めてあげられるすばらしい制度だと感じています。

総務省の特別交付税措置に係る地域要件確認表によれば、内灘町での受け入れは十分可能でございます。また、海や河北潟などの自然にあふれ、隊員の受け入れ地として最適でありますので、募集をかけてみてはいかがでしょうか。

制度開始から9年という年月を迎えますが、これまで当町では、その地域おこし協力隊の導入についてどのような検討がなされてきたのでしょうか。また、今後の取り組みについてのご見解をお聞かせ願います。

○議長【恩道正博君】 松井賢志企画課長。

〔企画課長 松井賢志君 登壇〕

○企画課長【松井賢志君】 磯貝議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において大都市圏内の人材を積極的に受け入れ、地域の活性化につなげ、その地域での定住を図っていくものであります。また、地域おこし協力隊の活動につきましては、観光振興や地域農産物の開発、販売、PRのほか、住民の生活支援など多岐の分野にわたっております。

県内におきましては、平成28年度には11の市町が地域おこし協力隊を活用しておりますが、受け入れている地域の多くは、過疎や高齢化が著しい地域がほとんどであります。

町では、地域おこし協力隊が任期満了後に

おいても町に定着していただくことが重要と捉えており、そのため、協力隊が起業するなど、仕事の確保が鍵であると考えております。現在、どのような活動が地域に求められているか、調査研究中であります。

○議長【恩道正博君】 磯貝議員。

○2番【磯貝幸博君】 今後、周りの近隣市町を見て、また研究をしていくということですね。

じゃ、次に行きます。導入している各市町村に問い合わせてみますと、聞きますと、観光産業の振興、特産品の開発、地場産業の後継者としてといったように課題をはっきりさせて取り組む場合や、とにかく地域に溶け込んで盛り上げてくれといったように漠然としたものがあるようです。

応募してきた隊員たちは使命感が強いため、住民とのギャップができたり、一つのプロジェクトに一人にしてしまうと孤立してしまったり途中で挫折してしまうケースもあるため、募集の際には、できるだけ取り組む内容を明確にして、行政側がしっかりサポートしてあげる体制をとることがよい結果へとつながっているようです。

一方、行政にとっても刺激となるようです。新しい物の見方や考え方が入ってくるため、担当部署や担当者にも新しい発想をしたり、仕事に対するモチベーションが上がったり、隊員を地域にうまく溶け込ませるために細心の注意を払ってお世話をするため、プロジェクトに対する気持ちの高まりも感じたりするそうです。

課題といえば当町にもたくさんあると思われる。具体例を挙げますと、観光産業の振興、特産品の開発、先ほど松井課長も言われたとおりですが、企業誘致、地域力の維持向上などでございます。

隊員の給与や活動資金にも国の補助があり、また、隊員の多くが定住にもつながるといったメリットも多いのではないのでしょうか。

これらの諸課題を解決するために、他地域のいわゆるよそ者の視点を生かして内灘町で活躍してくれる地域おこし協力隊員の確保について、いま一度どのようなお考えをお持ちでいらっしゃるかお聞きし、質問の最後とさせていただきますと思います。

○議長【恩道正博君】 松井賢志企画課長。

〔企画課長 松井賢志君 登壇〕

○企画課長【松井賢志君】 磯貝議員のご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、地域おこし協力隊を受け入れる際には、協力隊が孤立しないよう、行政だけでなく地域の理解や協力が必要です。また、先ほども申し上げましたとおり、任期満了後における仕事の確保などの課題もあります。

現在のところ、募集する予定はありませんが、引き続き、地域のニーズや他の自治体の事例、課題等を研究してまいります。

○議長【恩道正博君】 磯貝議員。

○2番【磯貝幸博君】 質問を終わります。

○議長【恩道正博君】 1番、米田一香議員。

〔1番 米田一香君 登壇〕

○1番【米田一香君】 皆さん、おはようございます。議席番号1番、米田一香です。

傍聴席の皆様におかれましては、朝早くから議場に足をお運びいただき、ありがとうございます。

初めに、先般行われました第63回内灘町民体育祭では、競技に参加されました皆様、また開催にご尽力いただきました関係各位におかれましては、本当にお疲れさまでございました。ことしの優勝は宮坂地区でしたね。おめでとうございます。

ことしも直前まで雨が心配されましたが、天候にも恵まれすばらしい大会となり、また一つ町の体育祭の歴史が刻まれました。

内灘町史によりますと、昭和45年の第18回までは町民体育大会、翌年、46年の第19回からは町民体育祭となったそうで、内灘村

のころからの長い歴史を持つ一大スポーツイベントでございます。

こうして一つ一つの行事や出来事、一年一年の積み重ねで内灘町の私たちの地域の歴史が織りなされ今があるのだと改めて考えてみますと、大変感慨深く感じますと同時に、残すところ任期2年を切り、きょうを含めてあと8回となりましたこの質問の機会も、一回一回を大切にし、少しずつでも着実に積み重ね、町の末永い繁栄を願い、まちづくりの一翼を担ってまいりたい所存でございます。

さて、町では、平成28年3月に第五次内灘町総合計画が策定されております。この総合計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間のまちづくりの指針であります。

総合計画の基本構想では、「ひと・まち・海が輝き 笑顔あふれる都市（まち） うちなだ」を将来の町の姿に掲げ、町の恵まれた地域資源と地理的な特性を生かしながら町内が一体となったまちづくりを推進し、川口町長がいつも力強く話しておられます、誰もが「住んでよかった、住みたい」と思える、明るく元気な町を目指すものとしっかりと明記されております。

平成28年度からこの計画は始まっていますが、昨年度は、川口町長1期目集大成の年でもありました。2期目再選を果たされた川口町長のもとで新たな4年間が始まるこの平成29年度が、今後の町の10年にとって大切な1年になる、そして今後10年の取り組みが町の50年後、100年後に大きく影響する、そのような思いから、平成29年度の私の最初の一般質問は、第五次内灘町総合計画の基本構想より「ひと・まち・海」をキーワードに、通告に従い、3つの質問を一問一答方式で行いたいと思います。

1つ目は、サイクリングターミナル整備事業と町の魅力発信について、2つ目は、内灘海岸のにぎわい創出について、そして3つ目は、子育てのしやすい環境の拡大と定住促進

についてです。

町長を初め執行部の皆様におかれましてはわかりやすい答弁をいただけますようお願い申し上げます、最初の質問に入らせていただきます。

まず、サイクリングターミナル整備事業と町の魅力発信についてからです。

先ほども述べましたが、10年間のまちづくりの指針となる第五次内灘町総合計画というものがあり、その第5節には土地利用の方針が示されております。

東西に2.9キロ、南北に9キロ、約20キロ平方メートルの限られた当町域において、町長が2期目にしっかりと取り組むとおっしゃっておられる北部地区の開発を初め、地域拠点の整備、遊休町有地の有効利用並びに自然環境に配慮しつつ良好な居住環境の保全に努めるなど、今後取り組むべき課題に向けて計画的に有効に土地の活用を進めることは、内灘町の魅力を最大限に生かすために重要であります。

総合計画の土地利用方針には、観光・レクリエーション地区、その中でも観光・レクリエーション拠点が計画の地図上に示されていましたが、初めに、町全体の土地利用方針並びに、この観光・レクリエーション地区、拠点の土地利用方針について教えてください。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 米田議員のご質問にお答えをいたします。

町における観光・レクリエーション地区の考え方につきましては、町には、内灘海岸や内灘砂丘、河北潟など、水と緑豊かな自然環境がございます。そのような自然に囲まれたレクリエーションを楽しめる総合公園や権現森公園、蓮湖渚公園周辺地区を観光・レクリエーションゾーンとして、さらに総合公園周辺や内灘海水浴場を観光・レクリエーションの拠点として位置づけております。

特に、総合公園周辺地区におきましては、滞在型観光拠点として、スポーツ施設、宿泊施設、道の駅などが集積されております。さらに、その周辺の高台から、日本海に沈む夕日や幻想的な河北潟の朝もや、そして白山や立山連峰などの雄大な眺望を楽しむことができます。ことし4月には、その眺望を生かしたほのぼの湯がリニューアルされ、多くの皆様の憩いの場となっているところでございます。

町では、自然に親しみ、ゆっくりとくつろげる空間を観光・レクリエーション地区として位置づけております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 よくわかりました。町の自然や眺望を生かし、町の魅力を生かし、交流人口の拡大で活気あふれる町をこれからも目指していくものと思います。

現在、観光・レクリエーション地区の、先ほど滞在型観光拠点というキーワードが出てきましたけれども、この滞在型観光拠点である総合公園周辺地区のサイクリングターミナルの整備事業が進められているわけですが、これからを担う若い世代といましては、やはりこういった事業の財源等の心配がございます。

国の地方創生拠点整備交付金事業として採択されたものと認識しておりますけれども、この国の事業というのはどういったものなのでしょうか。教えてください。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

地方創生拠点整備交付金事業につきましては、未来への投資という観点から、町の総合戦略に基づき、地域の拠点づくりなどの事業について、施設整備などの取り組みを推進することを目的とした事業でございます。この

交付金につきましては、補助率が2分の1あり、大変有利な財源でもございます。

町では、この交付金を活用し、さきの3月会議に、全国からサイクリストが集まる拠点づくりを整備するため、サイクリングターミナルの整備費用を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 未来への投資として、補助率2分の1の有利な起債を活用した事業だということがよくわかります。

では、具体的に、このサイクリングターミナル整備事業について、具体的な内容と今後の日程を教えてください。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

サイクリングターミナル整備事業の内容といたしましては、今年度、プール側の駐車場に、鉄骨づくり2階建て、部屋数18室の増築と、食堂部分を約2倍の大きさに拡張する計画となっております。

増築する客室には、サイクリストの持参する自転車を持ち込むことのできるスペースを確保し、またエレベーターの設置など、高齢者や身体の不自由な方にも配慮した内容でございます。

日程につきましては、9月下旬に着工し、来年3月の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 9月着工で来年の3月に完成予定ということで、増築と、また食堂部分の拡張というお話でした。

本6月会議に、今ほど説明の中にもございましたけれども、補正予算の中で、サイクリングターミナル管理費として、エレベーターの設置に2,770万円が計上されておりました。こちらに関しては、一般財源が700万円、地

方債が2,070万円という財源内訳でした。大きな金額のようにも感じるかもしれませんが、障害者差別解消法が施行されて1年が経過し、可能な限り合意形成を図りながら共生社会を目指す合理的配慮の提供が行政にも義務化されていることを踏まえますと、当然、必然の費用であると思います。

しかし、サイクリングターミナルの増築に当たりエレベーターを設置するというのですが、果たしてエレベーターの設置だけで、この増設部分及び既存部分は、高齢者や体の不自由な方に十分に配慮された施設となるのでしょうか。また、使い勝手のよい、魅力あふれる滞在型観光拠点としてふさわしいものになるのでしょうか。それが疑問です。

増築部分においては、議会に示された計画では、障害者対応の部屋はほとんどそのほかの部屋と同じ大きさで、車椅子などで自由に室内を移動できるスペースが確保されているのでしょうか。また、例えば車椅子を部屋の入り口に置いたとしても、室内に手すりをつける余裕のある空間はありますか。また浴室は使い勝手はどうでしょうか。同室に付き添いが必要な場合などの配慮はなされているのでしょうか。

さらに、既存部分においても食堂の増築が計画されていますが、共同のお風呂やトイレ、通路など、共有部分のバリアフリー化はどうなっているのでしょうか。また、受動喫煙防止策は整っているのでしょうか。

北陸新幹線開業後、積極的な公社の取り組みもあり利用者がふえていと伺っておりますが、まだまだハード面の課題が多いように思いますし、せつかくの整備事業ですので、補助金云々ではなく、必要な整備費用という認識を持ってしっかりと既存部分の改修にも取り組んでいただき、よりよい滞在型観光拠点を目指していただきたいと思います。

以上のことを踏まえて、今後、既存部分の改修計画についてもお示しくください。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

今ほど、6月の補正の2,700万ですか、その件についてご質問がございましたけれども、その件につきましては、設計の段階で県と協議したときに、やはりエレベーターが必要でないかと。町としたら、今度、既存のところの改修のところでエレベーターをつけるというふうな計画でいたんですけども、つけなくてはならないということと、もう一つ、あの建物が大きくなりましてキュービクルも変えなくてはならないと。その追加の工事費でございます。

既存部分につきましては、来年度、競輪オートレースの振興法人が実施しております補助事業に申請し、採択が得られれば、来年度、既存部分の改修に着手する計画でございます。

改修箇所につきましては、トイレ改修や空調のやりかえなど、バリアフリーにも十分配慮した改修を行う予定でございます。

なお、増築部分につきましても、先ほどお答えしたとおり、身体の不自由な方にも十分に配慮した計画となっております。

以上でございます。

訂正をいたします。先ほど言いました競輪オートレースの振興法人への補助事業への申請でございますけれども、今年度申請いたしまして、来年度採択を得られたら法人に入ることでございます。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 サイクリングターミナルを含む総合公園一帯の滞在型観光拠点がさまざまな方に快適に過ごしていただける施設となりますよう、今後の計画に期待したいと思います。

最後に、増設部分は、既存部分に接する形ではなく、少し距離のある渡り廊下でつながる構想になっていましたが、何か活用を意図した通路なのでしょうか。もし、特に活用を想定したものでなければ、ぜひこの通路を有効に活用してはいかがでしょうか。夕日を楽しむための窓を工夫するといったものでもいいと思いますし、生涯学習課管轄の施設ですので、内灘町の文化活動の発信の場として通路ギャラリーを設けてもいいのではないのでしょうか。

また、例えば、サイクリストの宿泊を想定しているということですので、通路を使ってトレーニングができる健康増進スペースを設けてはいかがでしょうか。

また、長い通路ということですから、南北に長い内灘町の地理的特性を生かして町全体の航空写真や地図などのパネル設置、アートなんかも可能ではないかと思います。

町域の土地の有効活用も大切ですが、施設スペースの有効活用についても、役場には毎年新しい職員の方が入ってこられておりますので、若手職員の皆さんでもっともっと柔軟な発想で、他の公共施設もあわせて改修などの際には、ぜひ有効活用について検討していただきたいと思いますし、わくわくするようなまちづくりと一緒に展開できたらと思います。

さらにこの通路、中のスペースを有効活用と同時に、外観も活用して宿泊者だけではなく、総合公園周辺を訪れた方を通して効果的に町の魅力発信、情報発信をしていただけるように、フォトスポットとなるように整備してはいかがでしょうか。

かわいい写真やおもしろい写真、おしゃれな写真を撮る、そのために人気の写真撮影スポットをめぐる若い女の子たちがふえていることも事実です。また、そんなすてきな背景で子供の写真を撮りたいというお母さんもうらっしゃいますし、夫婦やカップルで思い出

を撮影しに行く方もおられます。そして、多くの人が公園や施設を訪れた際に、軌跡としての1枚をSNSで発信するわけです。

例えばインスタグラムとかでしたら、写真を撮って編集をして、ハッシュタグというものをつけまして、例えばですけど「きょうはおいっ子とデート」「内灘町総合公園」「サイクリングターミナル」「フォトスポット」というように、単語でもいいので投稿すると、あっという間に友達に拡散され、またハッシュタグをたどって写真や情報を見ることができ、「このかわいい写真、どこで撮ったのかな」「あっ内灘だって。行ってみよう」というぐあいになるわけです。

ブログなどでも同じような流れですが、町内外への町のPRを行う上では、この情報社会において、町からの限られた一方的な情報発信ではなく、町民並びに訪れた方から町の情報が自然と拡散されていくような流れを使わない手はないと思います。

さらには、一生の記念にフォトウエディングをする方などもおられますし、内灘海岸や恋人の聖地、サンセットとあわせ景観を活用しつつ、意図的なモニュメントやベンチの設置や背景を整えてフォトスポットを町内に設置、充実させることで効果的に町の魅力発信を行ってみてはいかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

今ほども貴重なご意見ありがとうございます。

町といたしましても、サイクリングターミナル整備事業を本当に町の魅力発信につなげていきたいと考えております。

今ほども米田議員からご提案のありましたことにつきまして参考にさせていただきたいと思っておりますし、今後、議会の皆様とも十分にご相談しながら、町の魅力発信につな

げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 前向きな検討をよろしく願います。

では、次の内灘海岸のにぎわい創出についての質問に移ります。

先ほどの町総合計画の土地利用方針の中で、観光・レクリエーション拠点が町内に幾つかあるということでしたが、その中の内灘海水浴場についての質問です。

町長も何度も話されており、新聞でも何度も取り上げられておりますが、改めて内灘海岸のにぎわい創出について基本方針を確認させてください。

○議長【恩道正博君】 田中徹都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 田中徹君 登壇〕

○都市整備部担当部長【田中徹君】 米田議員のご質問にお答えいたします。

内灘海岸は、町の最大の観光資源であり、また、多くの町民の皆様が愛着し、ふるさと感じる場所であります。

町におきましては、昨年度に策定いたしました内灘町観光ビジョンに基づき、今年度、内灘海岸のにぎわい創出に向けた基本構想の策定に着手をいたします。

この基本構想では、内灘海岸における観光・レクリエーション拠点を目指し、利用者のアクセス性、回遊性を高め、魅力ある観光拠点づくりを進めてまいります。具体的には、物産店や駐車場、道路整備などの施設整備について、構想案を取りまとめてまいりたいと考えております。

今後、策定に当たりましては、委員会を設置するなど広く町民の皆様や関係機関のご意見を聴取し、構想案がまとまりましたら、議員の皆様にお示しをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 ありがとうございます。

今から夏を楽しみにしていられる方が、町内外に大勢いらっしゃることでしょう。楽しみに来られた皆様に安心して安全に内灘の海を満喫していただきたいと願っております。

しかし、先日、清掃活動に参加した際に気になったことがあります。内灘海水浴場で昨年まで利用されていた海の家ですが、新聞等や議会へのこれまで報告からは、営業の許可がおりなかった、不服申し立てがあり現在裁判中との認識なのですが、その後どういった状況なのでしょう。

と申しますのも、建物がそのままの状態に残っている現状です。こちらは夏の海水浴シーズンまでに撤去はされるのでしょうか、それともそのままになるのでしょうか。県からどのように説明を受けているか教えてください。

○議長【恩道正博君】 田中徹都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 田中徹君 登壇〕

○都市整備部担当部長【田中徹君】 ただいまの内灘海水浴場の海の家についてお答えいたします。

県では、内灘海岸海の家管理組合に対しまして、平成28年度、昨年度ですが、7月15日から9月末までの占用の許可を出しております。10月1日から平成29年3月末までの占有許可申請がその後出されたわけですが、それにつきましては昨年9月末に不許可いたしました。この件に関して、不許可の取り消しを求め、組合が金沢地裁に提訴し、現在、裁判がまだ続いている状況でございます。

海の家につきましては、平成28年10月以降、不法占有状態というふうになっております。県では組合に対し、海の家撤去指導を行っているとお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 不法占有状態が続いているということで、この裁判が終わるまではどうなるかわからないということなんですけれども、このままでは、夏の人でにぎわう海水浴シーズンに空き店舗が放置されている状態が続く可能性があります。内灘海岸に空き店舗がそのままというのは余り景観上もよろしくないと思いますし、何より、誰でも中に入れる状態というのは不用心で海岸の安全管理上問題があると感じています。

再質問になりますけれども、県に、裁判が終わるまでは、内灘海岸の景観に配慮しつつ立ち入りができないような安全策を講じていただけるよう強く申し入れをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 田中徹都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 田中徹君 登壇〕

○都市整備部担当部長【田中徹君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

海の家につきましては、現在利用できない状況となっておりますが、周辺のトラブル防止に向けて、今後、県と連携しパトロールを強化していきたいと考えております。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 ぜひパトロール等も含めまして、管理体制をしっかりと県と協議をお願いいたします。

また、私は平成27年6月会議におきまして、内灘海岸の未来構想を問うという質問の中で、誰もが安心・安全に気持ちよく海を楽しむため、治安管理も含めた町の今後の取り組み姿勢を問いました。その中で、平成23年度に策定された海浜利用に関するルールさらなる啓発と条例の制定を求め、ルールの普及に関しては今後の計画というものをお示しいただきましたが、その後どのように取り組みましたでしょうか。

また、条例の制定に関してはそのときには

答弁がいただけなかったように記憶しておりますが、このたび町営の海水浴場の設置も予定されているわけですので、内灘の海岸利用に関する条例の策定に取り組むべき時期だと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長【恩道正博君】 田中徹都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 田中徹君 登壇〕

○都市整備部担当部長【田中徹君】 ただいまの質問にお答えいたしたいと思えます。

平成 23 年に海岸利用に関するルールが制定されてから、毎年海水浴シーズン初めに「内灘の海浜利用に関するルール」の看板を設置するほか、町広報・ホームページでの啓発活動を実施しております。

内灘海岸では、サーフィンやウインドサーフィン、水上バイクなどさまざまなマリンスポーツを楽しむ人がいますが、近年、海浜利用に関するルールが浸透してきておるといふうに受けとめております。

また、海岸条例の制定につきましては、海浜利用の安全・安心な利用方法等のあり方について、他県等の取り組み事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 条例制定に当たっては、県との協議ももちろんなのですが、先ほど委員会を設置するという話も答弁のほうにありましたけれども、海岸に隣接する地区を中心に、町内で実際に海を利用する皆さんの声を受けとめて策定できるといいなと思えます。

私一人ではなかなか難しいですが、先般、恩道議長も某新聞の記事でタウンミーティングを議会として実施すると答えていらっしゃったようですので、議会でもそのような機会を活用して地域の皆様からの声を広く集めることができるのではないかと考えております

し、私も条例の制定に向けて取り組みたいと思っている所存です。

また、昨年度の総務産業建設常任委員会では、愛知県南知多町の内海海岸の視察研修に行っていました。日本海側と違い、太平洋側のからっとした気候と穏やかな海岸には細かな粒の砂丘が広がり、内灘と同じように美しい風紋が見られました。風による砂の被害を少なくするための地域住民の方の取り組みを伺い、砂とともに生きる人々の海岸への愛を感じ、親近感を覚えた次第です。

夏場、観光客でにぎわうこちらの海水浴場では、1時間に1回、利用者マナーの啓発のために放送による周知を図るなど、地域に暮らす方だけではなく、訪れた誰もがその海水浴場のマナー、ルールがわかりやすいよう工夫をされているとのことでした。

先ほど田中部長さんの答弁では、ルールの普及が図られているということでしたけれども、初めて訪れる方もいらっしゃると思えます。条例の制定にかかわらず、今シーズンからすぐに実施可能な取り組みとして、放送によるルールの啓発を追加する等、より安全に安心して内灘海岸を楽しんでもらえるような海水浴場の運営に努め、さらなるにぎわい創出へとつなげてはいかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 田中徹都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 田中徹君 登壇〕

○都市整備部担当部長【田中徹君】 ただいまの質問にお答えいたします。

海水浴場開設期間は、内灘の海浜利用に関するルールを守るよう海水浴客へ呼びかけなどを行い、安全・安心な海水浴場の運営に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1番【米田一香君】 よろしくお願ひします。

では、3つ目の質問、子育てのしやすい環

境の拡大と定住促進についてに移ります。

総合計画の基本構想「ひと・まち・海が輝き 笑顔あふれる都市（まち） うちなだ」を目指し、もしそれが実現できたとしても、それを将来持続していくためには、まちづくりを担う若い世代、今の子供たちにまちづくりのバトンをしっかりとつなげていく必要があります。

比叡山で日本天台宗を開かれた最澄さんがこうおっしゃっています。「径寸十枚これ国宝に非ず、一隅を照らすこれ則ち国宝なり」。径寸とは、金や銀などの財宝のことで、一隅とは、今私たちがいるこの場所のことです。つまり、お金や財産は国の宝ではなく、家庭や学校、職場といった私たちが生活する場所で努力し明るく光輝くことのできる人が、何物にもかえがたい、とうとい国の宝であるということです。

昔の徳を積んだ方が理想の国、理想の世界を求めておっしゃった言葉ではありますが、これは、現代においても理想の内灘町を築く上でも同じように当てはまるのではないかと私は考えております。どんなにすばらしいインフラ整備を行ったり観光拠点を設けたり、また社会保障制度を充実させたとしても、そこに暮らす人がいなければ全く意味がなくなります。町が輝き、海が輝き、そして交流人口が拡大するだけでは不十分です。そこにはやはりこの町に暮らす人々がいて、そして町民一人一人、子供から高齢者まで、男性も女性も、障害のある方もそうでない方も、それぞれの場所でおのおのが持っている能力を最大限発揮して輝くことができれば、その地域全体が明るく照らされて、笑顔があふれる理想の町をつくることができると思います。

また、誰もが輝ける社会環境の整備こそが本当に必要な施策であります。私たち自身も一隅を照らすことができるような人になりたいと思いますけれども、これからを担う子供たちには、あふれる笑顔と明るい未来を保障

し、一隅を照らす輝く大人になっていただきたいと願っております。

可能性をいっぱい秘めた子供たちは、まさに地域の宝、町の宝、国宝でございますし、教育環境の充実等、子供たちへの直接的な施策はもちろんのこと、子供たちを養育する若い世代への支援を充実させ社会全体で子育てを推進することが、まちづくりのバトンをつなぐ上で大切なことではないでしょうか。

一方で、皆さんご存じのとおり、内灘町では、平成 28 年度の高齢化率は 24.4%、先進諸国と比較して急速に進む日本の高齢化よりもさらに速いスピードで内灘町の高齢化は進行しております。少子化も合わさり、内灘町人口ビジョンでも、国立社会保障・人口問題研究所将来推計では、高齢化率は平成 37 年（2025 年）には 30.6%と全国の高齢化率 30.3%を上回ることが予想されており、年々社会保障費も増大し負担が大きくなっている現状でございます。

こういった状況から人口維持は非常に重要課題であります。内灘町人口ビジョンを踏まえ、今後の人口維持への町の方針と平成 28 年度に取り組んだこと、また平成 29 年度に取り組むことを教えてください。

○議長【恩道正博君】 松井賢志企画課長。

〔企画課長 松井賢志君 登壇〕

○企画課長【松井賢志君】 今ほどの米田議員のご質問にお答えいたします。

町の人口ビジョンにおきましては、2060 年に 2 万 5,000 人の人口を確保することを目指しております。その目標を達成するためには、若年世代の転出抑制や転入促進、さらには出生率の向上の取り組みが最重要課題であると考えております。

そこで、町では、人口減少の克服に向けて内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種施策を展開しているところであります。

平成 28 年度における定住促進事業の取り

組みといたしましては、定住促進奨励金、マイホーム取得奨励金、三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金の事業を実施しております。

また、平成 29 年度におきましても、これらの定住促進事業の取り組みを継続するとともに、子育て環境のさらなる充実を図るため、今 6 月会議に向栗崎保育所のコミュニティホール整備費用を計上しているところであります。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1 番【米田一香君】 今年度も子育て世帯への支援を充実させつつ定住促進を図り、人口維持に取り組んでいくということがわかりました。

先般、5 月 18 日に経済産業省の若手職員がまとめた「不安な個人、立ちすくむ国家」という報告書に目を通しました。現行の現役世代が高齢者を支える社会構造上の問題を提起する内容で、年齢にかかわらず元気な高齢者の皆様には、支えられる側から支える側として社会で活躍してもらふ必要性や、平等な教育機会の確保、貧困の連鎖を解消することなど、時代の変化にまだまだ対応し切れていない現行の社会システムの現状と課題が分析されていました。興味を引く、また読みやすい報告書でしたので、若い世代の皆さんにはぜひ一度見ていただきたいと思いましたが、私もうんと思える内容でございました。

その中に、行政の報告書として使われていて驚いた用語があります。それは「シルバー民主主義」という言葉です。皆さんご存じかと思いますが、シルバー民主主義とは、少子・高齢化の進行に伴って有権者人口に占める高齢者の割合が増加し、高齢者層の政治的影響力が高まることで、若年層や中年層の意見が政治に反映されにくく、高齢者向けの施策が優先されがちになるといった弊害が指摘されています。これは特に地方自治体で起

こりやすい現象と言われております。

果たして当町の施策のバランスはどうか。今後の人口の推移、社会保障費の増大を見据えて改善が必要なこともあるのではないかと私は認識しておりますけれども、まず今回は、若い世代向けの子育て、定住促進施策が十分かについて確認をしてまいりたいと思います。

子育てや定住促進に関連した助成については、親子と祖父母が近くで暮らすことで子育てのしやすい環境の拡大を目的とした三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金、定住促進と人口増加を図ることを目的としたマイホーム取得奨励金や、新婚世帯家賃助成制度である定住促進奨励金など各種事業が今年度も実施されるとのことですが、各助成についてのそれぞれの概要とこれまでの実績はどのようになっているのでしょうか。教えてください。

○議長【恩道正博君】 松井賢志企画課長。

〔企画課長 松井賢志君 登壇〕

○企画課長【松井賢志君】 今ほどの米田議員のご質問にお答えいたします。

三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金につきましては、子育て家庭の精神的不安を解消するために、三世代が新たに同居・近居を始めるために住宅を新築または増改築した場合に、1 件当たり 30 万円を助成するものであります。平成 28 年度より実施し、8 件の実績がございました。

また、定住促進奨励金につきましては、新婚世帯の経済的負担を軽減するために、町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し、月額 2 万円を限度に家賃の 2 分の 1 を助成するものであります。平成 28 年度におきましては 13 件の実績がございました。

マイホーム取得奨励金につきましては、本町への定住を促進するため、町外から転入し住宅を新築または新築購入した方に対し、20 万円を助成するもので、うち 2 分の 1 を商工

会共通商品券で交付するものであります。平成 28 年度におきましては 39 件の実績がございました。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1 番【米田一香君】 ありがとうございます。

8 件、13 件、39 件、子育て世帯の支援と定住促進を合わせて計 60 件の利用があったということですが。

さて、町内外の転入や転居というのはどういったタイミングでするのでしょうか。皆さんならどのようなタイミングで引っ越ししたり家を建てたりしますか？ 多くの方は、進学や就職、それ以外にも結婚や出産、またお子さんの成長に合わせて引っ越しをしたり家を建てる方が多いのではないのでしょうか。

町内外の転入、転居の推移について、またその背景を、わかる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○議長【恩道正博君】 福島誠一住民課長。

〔住民課長 福島誠一君 登壇〕

○住民課長【福島誠一君】 ただいまのご質問にお答えをいたします。

本町への転入の状況につきましては、平成 28 年度において大根布地区が最も多くなっております。51 世帯 143 人の転入がありました。この大根布地区におきましては、9 丁目の宅地造成が転入の主な要因と考えられます。

また、住民課の窓口で実施しておりますアンケート調査の結果では、転入後に一戸建て住宅に住む方の割合は全体の 56%となっており、本町で新たにマイホームを求める、そういう方が多いという傾向があらわれております。

また、本町への転入の特徴としましては、子育て世帯の割合が高く、その結果、0 歳から 5 歳までの乳幼児の数は年々増加をしております。

他方、町内での転居、町内から町内への転

居の状況につきましては、白帆台地区への転居が最も多くなっております。

転入や転居が多い白帆台及び大根布の両地区につきましては、現在、マイホームの建築が進み一戸建て住宅がふえているところであり、また子育て世帯の割合が高いことから児童数が増加しているところであります。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員。

○1 番【米田一香君】 ありがとうございます。

子育て世帯の方、転入、転居が多いということで、特に大根布地区では転入が多く、町内から町内の転居では白帆台地区が多いということですね。

これまでに私は、新婚世帯家賃助成制度の定住促進奨励金の対象者について、町内在住者同士の結婚でも対象になるよう制度の拡大を求めてまいりました。これは、本来の制度の目的を考えると、転入をふやすのみならず、転出を抑制するといったことも同時に実施するべきだと考えたからです。

そういった設立の目的や助成を行うことによる副産物としての経済効果を考えますと、定住促進奨励金同様に、定住促進と人口増加を図ることを目的としたマイホーム取得奨励金についても、転入者という条件を撤去してもいいのではないのでしょうか。

また、財源がないということでしたら、現行の 20 万円に、商工会加盟の建築業者利用でプラス 10 万円となっておりますが、そういったものを見直しましてより多くの方のマイホーム取得者に助成できるようにすることは、多くの子育て世帯の方に助成するということにつながるのではないのでしょうか。マイホーム取得者は子育て世帯が多いということを勘案して……。

○議長【恩道正博君】 米田議員、質問時間が残り 1 分となっておりますので、速やかにまとめてください。

○1番【米田一香君】 はい。

いただきたいと思います。

また、三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金の要綱を見ますと、近居の条件が2キロ以内にあるという条件がございます。白帆台地区や大根布9丁目地区からの2キロという限定的だと思います。こういった近居という条件は町内全域に拡大しても、当町の場合はいいように感じます。

現役世代が子育てのしやすい環境の拡大や定住促進に向け、補助金の助成要件の見直しを行い、積極的な取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 上出孝之副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 ただいまのご質問にお答えします。

当町におきましては、これまでにも、子供の医療費の助成や保育環境の充実など、子育て環境の充実にも力を注いでおり、各世代間にバランスよく多様な施策、支援を展開しております。

議員ご提案の近居の距離拡大につきましては、町では住宅間の距離を、県の基準どおり2キロ以内に行っているところであり、近隣の市町では住宅間の距離をより近くに制限している事例もあり、当町におきましてもより近いほうが子育ての支援を受けやすいと考えております。

今後、子育て環境の拡大、定住促進、これらを総合的に判断し、補助金の見直しについて調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 米田議員、答弁が終わりました。よろしいですか。

米田議員。

○1番【米田一香君】 今後も、コンパクトなまち内灘町の地域特性を生かした検討をよろしく願いいたします。

終わります。

○議長【恩道正博君】 10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 10番、清水文雄です。

3点について質問をいたします。

今、米田一香議員から、内灘海岸のにぎわい創出についてという中で内灘海水浴場の安全・安心、これからの中身というのが質問されましたので、私の質問ともこれ重なっております。したがって、質問の順番を変更いたしまして、内灘海岸の内灘海水浴場の安全・安心についてという2番目の質問を最初に持っていきたいというふうに思います。議長、よろしく願いをいたします。

内灘海水浴場の安全・安心についてでございますけれども、ことしの夏より町営による内灘海水浴場が開設をされることになっております。設置運営事業費として425万円が当初予算、新年度予算で計上されているわけがあります。

1番目の項目で、内灘海岸海の家管理組合、これは町としても海水浴場を運営することができない、この海の家管理組合ではできないということで、ことしの夏は町営海水浴場を設置をしていくということでございます。

米田一香議員の、県の、現在、海の家管理組合が占用しております、不法占有をしております土地の問題がございます。これをどうするのかということについて、重なりますけれども、ぜひともその撤去の仕方を町としてどういうふうに考えているのか、まずはお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 お答えします。

海の家管理組合は、平成29年3月に土地の占用許可を県に申請しておりますが、県は、公衆の海岸の適正な利用に支障を来すとして占用を不許可にしたと聞いております。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ちょっと質問とかみ合わないようですけれども。

許可をしてないから現状は残ったままだというふうに、米田一香議員の質問にも答えています。これはぜひとも早急に、景観の面もごさいますし、撤去を速やかにするように県への働きかけをお願いをしたいというふうに思います。

2つ目には、ことしの海水浴場の設置期間、海開きの時期あるいは営業時間、形態、そして最も重要になる管理体制、この概要というのをお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 町営の海水浴場につきましては、7月15日土曜日から8月20日日曜日までの期間、午前9時から午後5時までの開設となります。

また、海水浴場には、管理事務所、更衣室とシャワー室を4室、監視台を設置し、管理人及び監視員は民間警備会社などに委託する予定でございます。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 時間は5時で終わるということですが、海水浴場ですから、決して5時で終わるといってもきちっと終わらない、そんなふうに思います。

民間の警備会社へ委託をすると、管理事務所も設置をするということですが、事故がないようにやっぱりきちっと指導なり、町が設置をしていくわけですから、町営海水浴場というふうに今報じられております。全ての責任は町が持つていくということですが、それなりの決意のもとに、事故等に対して、管理体制に対して徹底をしていただきたい、そんなふうに思います。

その意味では、部署でも専属の対策室なりそういうものも設置をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

そして、一番この海水浴場で問題になってくるのが、管理もそうなんですけれども、ごみ対策。前、海の家管理組合があってもごみが海岸に山積みになって、そこから出火をする、そんなこともございました。

海岸での飲酒、バーベキュー、花火などの対策はどのように町としてとっていくのかお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 お答えします。

町営の海水浴場には、ごみ箱を設置する予定はありません。ごみの持ち帰りの啓発看板を設置し、自分たちの出したごみの持ち帰り運動を展開したいと考えております。なお、不法投棄されるごみにつきましては、例年どおり、町のほうで収集し海岸の美化に努めてまいりたいと考えております。

また、バーベキューとアルコールの件ですが、海水浴場ではアルコール類の提供はいたしませんし、夜間の営業もいたしません。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ごみは持ち帰り運動、これはぜひとも大々的にやっていかなければならない、そんなふうに思います。自分の持ってきたごみは持ち帰る、そんなルールをきちっと徹底をしていただきたいと思います。

不法投棄、これが一番問題なんですよ。バーベキューなんかを、これはどこの海岸でもそうなんですけれども、バーベキューをやった後の後始末をしていかない、そんな状況というのもありますし、これまでは海の家の方でバーベキュー場を何席も用意をしてバ

ーベキューをする場所があったわけです。

一方では、ご存じのとおり、町の海水浴場の時間というのが、5時なら5時ということにされるそうですけれども、販売もやらないということですが、一方ではあそこにスーパーがあるわけですね。海岸のすぐそばに、コンフォモールの中にイオンがあります。例年の状況を見てますと、これは誰が考えてもわかるんですが、あそこへ行って買って、それを海で飲む、食べる、そんな状況が、これは誰だって想定できるわけです。それに対する対策というのをどのように考えていらっしゃるのかお聞きをしたかったわけでありまして。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 ことしの海水浴場につきましては、夜間、照明等がありませんので真っ暗になる状況でございます。それで、近くのコンフォモールのほうで材料を買われて、夜間、個人の方が、バーベキューをされる方がおいでるかもしれませんが、そちらのほうはされるかされないかは、また状況を見てみなければわからない状況であります。

また、仮にそういう状況がひどいようであれば、警察、港湾事務所と連携しましてパトロール等を強化したいと思います。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 見つけてからパトロールやるのではなくて、事前に予防という意味で、事前にパトロールの強化をしていただきたい、そんなふうに思います。

4つ目には、駐車場対策なんですけど、駐車場の管理体制はどのように行われるんでしょうか。たくさんの方が来て、交通事故あるいはその駐車場での安全対策管理も、町営ですから町がやっていくというふうに思います。とりわけ駐車料金というのはどのように考え

ていらっしゃるのかお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 駐車場につきましては、凧の祭典で使用した駐車場の利用を考えております。また、駐車料金につきましては徴収はいたしません。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 場所を聞いてるのではなくて、その管理体制を聞いてるんです。どのように駐車場の管理をしていくのかということをお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 駐車場につきましては、管理事務所を設置する横で、凧の祭典のときに使用した駐車場を使用する予定でございます。

それと、駐車場において車を真っすぐにとめるとか斜めにとめる方がおいでましたら、管理事務所の人に指導してもらうようお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 何か聞いてとっても極めて対策が不十分だなというふうに思うんですが、そこに整備員を配置するのかどうかということをお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 お答えします。

海水浴場には、管理事務所に電話する管理人を1人配置するだけの予定でございまして、駐車場の整備員につきましては配置する考え

はございません。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 管理事務所に1人配置してそれで終わりというのは、これは私は余り、ちょっとひどいのではないかな。誘導者もいない、好きどころに勝手にとめやというふうになってきますと、これはトラブルが多分、それは想定ですけれども、起きてくるんじゃないかなという状況が考えられますので、きちっとした体制で臨んでいただきたい。

また、総務産業建設委員会の中でも議論されると思いますので、その中での対処策、対策をきちっととっていただきたいというふうに思います。

5つ目でございますけれども、離岸流等、昨日ですか、訓練やられたようですが、離岸流あるいは海の事故に対する安全対策、監視員の体制というのはどのように考えているのか。とりわけライフセーバーの配置はどのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 監視員につきましては、民間警備会社などへの委託となり、海水浴場開設時間内で遊泳禁止の呼びかけや遊泳区域内で遊泳するよう注意するなどの監視業務を行います。また、海上保安庁、消防署への連絡体制を万全にし、安全管理に努めたいと考えております。

なお、ライフセーバーにつきましては、今年度は人員確保が難しく配置できない状況でございます。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ライフセーバーは配置をしないということですが、町のほうは、ライフセービング協会ですか、補助金を出し

てますよね。その関係から言えば配置されて当然だというふうに思うんですが、これまでも海の家管理組合も監視員を配置をしておりましたし、ライフセーバーとの協力・連携体制もあったように聞いております。そんな中で、町営になってなぜ、これは明らかに安全体制の後退ですよ。その点についてどうお考えなのか。

○議長【恩道正博君】 下村利郎地域振興課長。

〔地域振興課長 下村利郎君 登壇〕

○地域振興課長【下村利郎君】 ライフセーバーにつきましては、例年、NPO法人、名称はちょっとはっきり覚えてないですけど、ライフセーバーの協会の方が内灘海岸で警戒業務に当たってもらっていたんですけど、それにつきまして町のほうからは補助金を交付しておりました。

今年度もライフセーバーの方とお話した段階で、自分たちの組織の中で人員確保が難しいもので去年と一緒に監視員の業務ができないというお話がありまして、配置することが困難な状況となったわけでございます。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 そういう状況について議会への報告もございませんし、私これ全部通告に出してあるんですよ。今までずっと質問していること。極めて答弁が不十分だと思いますし、ほんなら対策をどうするんやというところも一つもない。総務産業建設常任委員会の中できちっとした議論をして対策を出していただきたい、そんなふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

6つ目でございますけれども、安全・安心、そして子供や家族連れが楽しめる海水浴場、そういうふうにしていくのが、これまで川口町長もおっしゃってございましたし、そういうふうに私たちも望んでおります。

同時に、海水浴場に近接する、隣接する住

宅の住民の安心・安全、これに向けた対策をお聞きをいたします。

1つは、海水浴期間中に臨時交番、これは私ずっと申し上げているんですけれども、臨時交番の設置とパトロールの強化、これを町として津幡警察署へ防犯体制を強化する意味で行っていただきたい。申し入れをしていただきたい。とりわけ、先ほど課長も申されておりましたけれども、夜は真っ暗になってしまうわけです。そんな意味では、やっぱりその防犯体制というのをきちっととっていかないと、何かあってでは、事故が起きてでは遅いと、そんなふうに思います。

これまでも海の家のように明かりをつけて、これは防犯のためにつけるということもお聞きをしたこともございます。明るかったわけでございますけれども、真っ暗になってしまうということも含めて、パトロールの強化を津幡署に申し入れをして、臨時交番の設置をお願いをしたいと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 上島恵美町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 上島恵美君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【上島恵美君】 内灘海岸の防犯体制につきましては、津幡警察署を初め関係機関と防犯及び安全対策について協議を重ねてきました。

その中で、海水浴場の開設期間中は、管理事務所に警察官立ち寄り所の看板を掲げ、定期的に警察官が駐留し警戒に当たることとしております。

また、開設時間外、特に夜間につきましては重点警戒区域として警察官が巡回、監視を行うなど防犯体制の強化を図り、安全・安心な海水浴場の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 新聞にも協議会の中

の議論というのが載っておりまして、津幡署は強化をしていくということでございます。それはぜひともやっていただきたいし、ある意味ではやっぱり臨時交番を設置をして、立ち寄り所じゃなくて、その管理事務所に内灘海岸臨時交番なりという大きな看板を立てることができないのか、あるいは赤色灯ですか、ああいうもの一つあってでもやっぱり違うと思うんです。そういう対策がとれないのかお聞きをしたいと思えますし、そういう要望をぜひとも行っていただきたいと思えますが、いかがですか。

○議長【恩道正博君】 上島恵美町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 上島恵美君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【上島恵美君】 今回は臨時交番ではなく警察官立ち寄り所としての看板を掲げることになっておりますが、その看板につきましても通常の看板より少し大き目の看板の設置を予定をしております。

今後の臨時交番等につきましては次年度の課題として検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 津幡署と連携をして、地域の安全も含めて防犯体制をとっていただきたい、そんなふうに思っています。

この項目の最後になりますけれども、米田一香議員のほうからもあったんですが、町として、海岸を管理する石川県、ここと連携をして内灘海岸の安全・安心に向けた、具体的に言ったら、今質問をしてきた、例えば海での飲食、バーベキュー、花火、音楽、騒音ですね。そんな規制をかけて、あるいは海岸の美化、その他良好な環境保全、ルールを定めた内灘町海岸条例、これは仮称ですけども、これを私は早急に制定するべきだと思います。

以前から議会の中でもこの条例、ぜひとも制定をするべきだという議論がありました。管理は石川県だから、石川県が条例を制定を

してもらわなければならないと、町ではできないという話でございましたが、先ほどの話を聞きますと、町で条例が制定をできるという部長答弁でした。そういうふうにとれたんですが、多分それは県の海岸条例にひっかかってどうなのかというところもありますけれども、町で海岸条例を制定をできるんなら早急に条例の制定をしていくべきだと思います。

議会でも以前から議会提案で海岸条例提出をする動きもございました。それにブレーキがかかったのは、石川県の管理だから石川県で制定をしない、町ではできないという話でございましたので、その取り組みについてお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 田中徹都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 田中徹君 登壇〕

○都市整備部担当部長【田中徹君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

海岸条例の制定につきましては、先ほど米田議員のご質問にお答えしたとおり、海浜利用の安全・安心な利用方法等のあり方について、他県の取り組み事例を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

それから、先ほど来、清水議員さん海水浴場の運営・安全対策にご質問いただいておりますが、過日、6月の上旬に内灘町の海水浴場連絡会を開催いたしまして、ことしの海水浴場の安全対策について話し合いをしております。監視業務につきましては、石川県の海水浴条例に基づきまして監視員を配置し、波が荒いとかそういったときは遊泳禁止にして監視業務をしっかりとやっていきたいと思っておりますし、夜間、それから監視業務の、監視員の言うことを聞かない人についての指導についてもしっかりと、海上保安庁、石川県、津幡警察署等と連携して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ちょっと答弁の意味がわからないんですが、条例を検討しとるとするのは、町がしとるんですか、県がしとるんですか。その条例の経過と現在の制定に向けた現状についてお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 田中徹都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 田中徹君 登壇〕

○都市整備部担当部長【田中徹君】 ただいまのご質問にお答えします。

町がする、県がするという事で、町も県も目指すところは同じでございますので、どこがするかというのはまだ決まっておりません。その条例制定も含めて今後検討してまいりたいということでございます。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 部長もご存じのとおり、以前は、石川県が管理者だから石川県で条例制定する、県でしかできない、町ではできないという見解だったはずですが、それが今、現状はどのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長【恩道正博君】 田中徹都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 田中徹君 登壇〕

○都市整備部担当部長【田中徹君】 海岸の管理は、あれは国有地でございますして石川県が管理している部分でございます。過去に、県が管理するという事で、内灘町で条例はできないという経過があったということでございますが、平成26年に国のほうで海の方検討会ということがありまして、地域との連携をそこでは強化をいたしております。

今後、町ができるのかも含めてまた検討をしてまいりたいと思っております。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 わかったようなわからないような答弁ですけども。

県が管理するから県は海岸条例を持ってますよね。そういう意味じゃ、そこで本当はす

るのが当たり前なんですけれども、いろいろ方法もあると思いますので、町で制定ができるんなら町で制定をしていくように努力をお願いをしたいと思います。

時間がございませんので、次の質問に入らせていただきます。

町内の各学校現場の教員の多忙化、長時間労働の実態とその改善に向けてお聞きをいたします。

学校現場における教職員の長時間労働が深刻化をしています。県内でも野々市の小学校で1年生の学年主任を務めていた教員が、昨年の1月20日、校内での研究会中に倒れて意識不明となり、2月3日に亡くなりました。死因はくも膜下出血でございました。

これは私の友人の奥さんでございまして、そういう意味では、この学校の中で産休に入られた人たちが2人おったと。その主任を務めていて、そういうところでの重労働といえますか、そういうものが重なって、土日も学校へ出てパソコンと向かい合ったりしていたという状況もお聞きをしています。今、公務災害申請をいたしているところでございます。

こういう状況が全国の各地で今起きてます。私はこの間、何回か教員の多忙化、超勤の問題を質問してきました。この議会でも2014年6月議会に取り上げさせていただいて、文科省が06年4月3日の通知で、学校長は労働時間を適正に管理するために教職員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録することになっていると。

具体的に、その校長が始業・終業時刻を確認をし記録をする方法として、原則として次のいずれかの方法によることとしている。そのいずれかというのは、まずは、学校長がみずから現認をすることによって確認をして記録をすること。2つ目には、タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基盤として確認し記録をすること。この2つが掲げられているということを申し上げまして、教員の勤

務実態の把握の徹底を求めてまいりました。

当時の教育次長の答弁というのが、通知は努力義務として出されたもので、具体的に記録をする方法、タイムカード等という方法も基準として示されたものであるため、町ではこのような方法で記録保存はしていないということで、私に対する質問の超勤状況・実態、それが示されませんでした。

加えて、久下教育長、「私も38年間現場におりました。タイムカードや出勤時間、退校時間をチェックしているという学校は私は聞いたことがない。現場は決してそんな、この人が超勤を十何時間しました、週に何十時間しましたという細かい数字のことを把握しなくても、ほぼ校長は知っています。それは聞いてもらえればいいんです。校長が知らなかったら私はおかしいと思います。それだけリーダーシップが校長にあるんです。ですから、何時間、何時間ということのチェックでタイムカードでやる必要は私はないというふうに考えております。議員ご心配のことについては、学校は一生懸命に取り組んでおります」、こんな答弁をいただいたわけでありまして。私は、このような認識が、今日の教員の長時間労働問題を深刻化させてきた原因の一つであるというふうに思います。

さて、まず久下教育長にお聞きをいたします。学校現場における教職員の長時間労働が深刻化している現状と実態把握に対する現状認識をお伺いをいたします。

○議長【恩道正博君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 質問の中に前回の私が答えたことについて入ってございましたけれども、今も変わりはありません。

認識としては、それだけたくさん質問もされてますけれども、現場は忙しいんです。多忙化なんです。これを、ただ時間を短くする、時間をチェックさえすれば対策ができるということではないんです。ですから根本的に言

えば、私は国が教員の数をふやすということが何よりも大事だと。

小学校の担任が、1日6時間の授業の中で5時間授業をしている、空き時間がない、給食の世話もする、掃除の指導もする、こんな中で空き時間がない。空き時間があれば、例えばその方法として、国は定数法がありますから決まっています。その数を40人学級を35人にするとか、きちっとしてくれば先生の数がふえる。そうすることで学校での教科担任制、例えば英語の授業はこの先生がやります、体育の授業はこの先生、その空き時間に先生たちはいろんな教材研究であるとか子供たちのノートの添削であるとか、丸つけであるとか、そんなことができます。そうすることによって先生が放課後残る時間が短縮されるということになりますから、今のままで、ただ時間さえ管理すればそれで何か解決するということではありません。

また、先生というのはどうして疲弊していくのか。ただ単に時間が長いから先生たちは疲弊するわけではありません。授業がうまくいかない、子供たちが思うように動かない、クラス運営ができない、学力が思うように上がらない。部活でも子供たちが生き生きとやってくれば、先生はそんなことに対して疲労感というか、これは少なくなります。

ただ、私は、ワーク・ライフ・バランスとはいっても、きちっとやっぱり先生たちは休まないかん。長時間労働は反対です。ですからできる範囲で、人のこと、それから校務に関しても改善、システムということを導入していくことも検討していきます。ただ、現場は一生懸命に軽減策を、効率的な学校運営をやろうとしています。

ただ、だからほんならもうこれ以上減らせと、一方で一生懸命している先生たち、私はこれは前向きな多忙と、先生の意欲の高さ、そういう意欲の高さであったり使命感であったり、そういうことがこの多忙化につながっ

ているということも理解していかなきゃならない。ただ時間が長いから何とかせいというような発想だけで解決することではありません。

部活動の指導、これも長いです。ですからこれは部活動の顧問の複数化をしようじゃないか、できるだけ複数でやる。これも大事です。それから外部指導者、これも文科省も言ってます。外部の指導者も引率してもいいような形にしていこうと。こういう対策が少しずつ進んでいくことで、多忙化も少しずつ改善するのかなというふうに思っております。

長々しゃべりましたけれども、単純に時間をタイムカードではかれば、それで事は解決するんだよというような発想では物事は解決しないということは言っておきたいと思います。

以上であります。

○議長【恩道正博君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 長々と答弁をされましたけれども、私がこの質問の結論づけとして言いたいのは、これ定数、教員をふやせ、さまざまな業務というのを分担しろ、それは教育長の言うところと全く同じなんです。

そんなことはわかっるとんですが、なぜこの長時間労働を問題にしたかということ、今までその実態というのがきちっと管理をされてこなかった。それは、まさに今の教育長の前回の答弁の認識があったからなんです。校長がきちっと管理をしている。そんな教員は1日何時間長時間勤務をした、そんなことは別にチェックをしなくても大まかに見れば、きちっと校長、教頭が見てる。そんなふうな認識があるから、今この教員の長時間労働というのが深刻化をしているんです。それは教育長もおわかりだというふうに思うんですが。

今、文科省あるいは県の教育委員会、教員の長時間労働に対してさまざまな施策をとってます。時間がございませんので、質問が幾つかあったんですけど、ちょっと質問の

らは大変に喜ばれているところでございます。また、この施設では、1階部分が防災コミュニティセンターや防災研修室となっており、建設に当たっては、国からの補助金対応の支援も受けているところでございます。

一方、熊本地震や昨年夏の台風災害では、一部避難所運営に自治体職員がかかわったことにより災害対応に支障を来したとのケースも報告がされております。災害初動時の混乱が招いたことかと想像がされますが、ここは日ごろからの訓練と防災体制の明確化が大切なところ です。

また、先月30日、石川県からは津波想定見直し案など地域防災計画の修正案が示されています。

そこで、私のほうからは、災害時における避難所運営の向上という観点からお聞きをしたいと思 います。

平成26年5月に、町地域防災計画が一部修正されました。この計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速化などが定められ、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアルが整備されています。かなり膨大な資料ですので、ここは内閣府公表の避難所運営ガイドラインからかいつまんでの質問となりますが、町の現状での対応はどのようになっているかお答えください。

最初に、ガイドラインには「避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」となっていますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているか。また、初動期の避難所にあつては、地元住民の初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることとなりますが、町での対応はどのようなものかお示してください。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

避難所運営の流れにつきましては、平成24

年3月に内灘町避難所運営マニュアルを作成しており、その中で、災害発生直後から24時間の初動期、24時間目から3週間程度の展開期、3週間目以降の安定期、ライフライン回復後の撤収期の4つの時期に分けて、それぞれの時期に応じた行動を整理しております。

また、町では、避難所を開設した場合、避難所運営マニュアルにより避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行うことになっております。あわせて、食料物資班、救護班など9つの運営班を設置することとなっております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 藤井議員。

○7番【藤井良信君】 また、避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針からは、要配慮者に対する必要な支援を明確にしておくこととございます。加えて、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう手引の整備が必要とありますが、これらの点の取り組み状況はどうでしょうか。お示してください。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

避難所においての要配慮者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病の方などが挙げられます。体調が悪くならないように、スペースの確保や避難者全員で見守る体制づくりが重要と考えております。

内灘町避難所運営マニュアルの中でも、高齢者や乳幼児及び妊婦の方には、和室や空調設備のある部屋を優先的に提供することとなっております。また、障害のある方につきましては、階段の上りおりが非常に負担になりますので、1階の部屋を優先的に提供することとなっております。

さらに、精神障害や知的障害のある方につきましては、急な環境変化に対応することが難しいと思われるため、家族単位で居住が可

能な小さな部屋を提供することとなっております。

次に、避難所の開設についてでございますが、原則として、町の判断により担当職員が行うこととなっております。

しかし、緊急的な避難を要する場合には、避難者リーダーの判断により避難所を開設できることとなっております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 藤井議員。

○7番【藤井良信君】 同様に、避難所の運営主体とすることから、町は、避難者による自主的な避難運営に移行するため、被災前の地域組織やNPO、NGO、ボランティアの協力を得ることなどでは、その立ち上げや地域コミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援することが望まれるとありますが、この点からの取り組みについてはどうでしょうか。またどのようにお考えかお示してください。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

避難所運営につきましては、地域のことに詳しい自主防災組織及び町内会組織などが中心となるのが最も有効と思われまます。

そのため、町では、各地区の自主防災組織に対しまして、発電機や照明器など防災備品購入の補助金交付や県のコミュニティ助成事業を活用するなど、防災力の向上に向けた支援を行っております。

また、避難所運営を円滑に進めるためには、ボランティアやNPO法人にもかかわってもらうことが大変重要でございます。今後は、社会福祉協議会などを通じてボランティア団体などと協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 藤井議員。

○7番【藤井良信君】 また、住民による自主的な避難所運営を進めるに当たっては、炊

事や清掃などの役割分担が一部の住民に負担が偏らないよう配慮が求められていますが、町ではどのような対応をお考えかお示ください。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、町の避難所運営マニュアルでは、避難所運営組織を結成し具体的な業務を執行、運営するため、9つの運営班を設置することとなっております。

また、避難所運営ルールを策定し、避難所生活において被災者同士が相互に助け合うことで、一部の住民に負担が偏らないよう配慮することとしております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 藤井議員。

○7番【藤井良信君】 熊本地震では、最大1日1,400名を超える自治体職員を受け入れています。

内閣府の避難所基本方針によりますと、被災者のニーズ把握や、ほかの地方公共団体からの応援ボランティアなど多くの応援団体の派遣調整をするため、避難所支援班を組織しとありますが、町の対応からは、避難所支援班をどのように組織し、どのような動きとなっているかお示ください。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

本町では、地域防災計画の中で、災害が発生したときボランティア活動が円滑に、効果的に行われるよう支援体制を整備しております。

全国から集まってくるボランティアなどの受け入れにつきましては、町の町民福祉部福祉班と町社会福祉協議会が中心となって災害ボランティア現地本部を設置し、その対応に当たることとなっております。

また、他市町村などからの職員の受け入れ体制につきましては、町の総務部総務班が中心に対応することとなっており、これが議員ご指摘の避難所支援班にかわるものと認識しております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 藤井議員。

○7番【藤井良信君】 台風10号で被災した岩泉市では、避難所マニュアルが整備されていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わっています。

このことは円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないと懸念などされていますが、本町においては、マニュアルにある災害発生時の職員の動きを再度点検し住民の安全確保を期すべきであると思いますが、この点からの対応について町でのお考えをお示してください。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 お答えいたします。

内灘町地域防災計画では、災害発生時における初動体制としての職員参集基準が定められております。

災害が発生した場合、町の担当職員が避難所となるべき施設を解錠し、災害による損害などの安全点検を行った上でその施設を避難所として開設し、避難者を受け入れることとなっております。その後、避難者リーダーとともに避難所運営組織の結成に協力することとなっております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 藤井議員。

○7番【藤井良信君】 それでは、この質問での最後になりますが、災害時での避難所においては、言うまでもなく飲料の確保が重要であります。

町ではこれまで、被災者に飲料を提供するため飲料メーカーと災害支援協定を締結していますが、中でもお湯の提供は大事でございます。病院や避難所でのお湯の無料提供は、

粉ミルクやアルファ米、カップラーメンなどの調理には欠かせません。

そこで、災害発生後、電気、水道が確保されればお湯が提供できる災害対応型カップ式自販機の活躍が期待されてくるわけですが、避難所施設や公民館、ほのぼの湯などの施設の普及についてのお考えなどをお示してください。

加えて、現在、町地域防災計画では、避難所施設が町内32カ所と書かれておりますが、新たに加える予定などがございましたらお示してください。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

災害対応型カップ式自販機は、スイッチの切りかえなどによりお湯、水の無償提供が可能となることから、昨年の熊本地震の避難所においても被災者支援の面で大変有効であったと聞いております。

町といたしましても、防災拠点となる役場庁舎及び防災コミュニティセンターのほか、災害時に多数の住民の避難が想定される体育施設などにおいて、先進事例を参考に災害対応型カップ式自販機の設置を検討してまいりたいと考えております。

なお、公民館につきましては、通常時において自動販売機設置業者の収益が見込めないことから、現在のところ、設置は難しいと考えております。

また、災害対応型自販機の普及状況につきましては、現在、町の公共施設には49台の自販機が設置してありますが、そのうち約半数の23台が災害時には容易に飲み物が取り出すことができる災害対応型となっております。

次に、新たな避難所施設の追加についてのご質問でございますが、現在、避難所としての構造、規模などが国の指定基準に該当しない弓道場を除き、ほとんどの公共施設を避難

所として指定しております。

今後、現在未指定の屋内多目的広場及び平成30年4月開校の白帆台小学校を新たに避難所として追加指定をする予定でございます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 藤井議員。

○7番【藤井良信君】 次に、学校での社会保障教育の推進について提案をしたいと思っております。

ことし1月28日、日刊公明新聞の掲載記事からは興味深い内容がございましたので、ここでご紹介いたします。

東京都社会保険労務士会が講師を派遣し、都立高校で出前授業が開催されたとの写真付きの記事がございました。パワーポイントやテキストを活用し、給与明細書を例に挙げ、支給と控除など各項目内容を事細かに説明し、健康保険や厚生年金の保険料や制度の重要性を紹介しています。また、労働基準法を取り上げ、会社が従業員に賃金を支払う方法の5原則や労働時間のルールについて語られ、働く人の権利や義務について講義があったことが紹介されておりました。

一方、厚生労働省は現在、社会保障教育を推進するため、テキスト教材や生徒みずから主体的に考えるワークシート、また映像教材を作成するとともに、各都道府県の教育委員会に呼びかけて、教員に対する研修会なども実施しております。教員が家庭科や公民科の授業で教えられるようにとのことでございます。

それでは、なぜ今、社会保障教育なのか。2015年に東京都の社会保険労務士会が行った無料電話相談では、相談内容の7割が健康保険、労働関係、年金に関するものであったとのこと。国民年金や障害年金、遺族年金など給付にかかわることや、60代の退職者からは何歳から幾らもらえるかなどの不安の声もよく聞かれているとのこと。

また、年金未納者がふえると年金が破綻す

る、年金は払った分ももらえないので若者にとっては払い損であるなどの誤った報道が誤解を招き、正しい事実が見えにくいとのこともございます。年金制度は破綻しないとの正確な情報も教えていく必要があります。

新しく会社勤めが始まった新卒の学生が、突然給料から厚生年金保険料が差し引かれ、どうして私が払うのかとの疑問が持たれる実態もございます。

そういった原因はどこにあるのか。やはりそこは国民一人一人が社会保障の仕組みを学ぶ機会が極めて少ないことが考えられます。多くの国民は、学校を卒業し社会人になって初めて、社会保険や労働保険とは何だろうと気がつくこととなります。

要は、小学生のうちから学習を始め、中学、高校と在学中にしっかり学んでおけば各種制度に対する信頼も醸成されることとなります。

ここは、成人式に参加するだけで子供たちは立派に成人となれるわけではございません。そこで、学校での社会保障教育導入を提案したいと思いますが、町教育委員会ではこういったことからどのようにお感じになりますか。また、町での課題や今後の取り組みのお考えなどをお示しください。

○議長【恩道正博君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 現在、中学校3年生公民科の「社会保障の仕組み」の中で医療保険制度や年金制度等について学んでいます。また、小学校においては、社会保障教育の前段として、出前講座による租税教室も活用し、税の役割や働くことの意義についても学んでいます。小中学校では、発達段階に応じた学習が進められていると認識しております。

議員の、現実には若者に不安な実態もあるとのこと指摘ですが、私は、高校生年代での身近な教材による実践的な学習こそが必要ではないかなと、そんなふうに思っております。

社会保障制度は、社会の必要な基盤となる

支え合い制度であります。その理念、内容、課題をより深く理解することが求められており、町といたしまして今後、義務教育においてさらに何が必要か研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 藤井議員。

○7番【藤井良信君】 今ほど教育長おっしゃられました社会保障の理念、この辺は大変大事なところかと思えます。この辺はしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思うところでございます。

また、小さいうちからの子供の学習ということを考えて、働いていないおばあちゃんからいつもお小遣いをもらっているお孫さんがいるんですね。お孫さんは、おばあちゃんが働いてないのにどこからお金が入ってくるのかなど。かえって、ちっちゃいお孫さんがお小遣いをもらうたびににおばあちゃんに気を使つとると、こういうような実態も何かあるんじゃないかなという気はするわけなんです。だから、やっぱり小さいころからのそういった現実に即応した教育というものも何かに向けて取り組んでいただければと思っているところです。

また、今ほどの質問、若者支援という観点から捉えてみますと、この学校での社会保障教育を町の一つの特色と位置づけ独自路線を進めてみることも、町の定住促進に寄与できるものではないかとも感じているところでございます。

それでは次に、最後の質問となりますが、石川中央都市圏ビジョン、町での取り組み方針などお伺いをいたします。

平成26年12月会議におきまして、この中央都市圏ビジョンに係る取り組みについて私から質問をいたしました。そのとき、川口町長からは、国が示す構想にしっかり取り組んでいくとの答弁でございました。

そしてことし3月に、金沢市を中心とする

4市2町での構成となる石川中央都市圏ビジョンが策定されました。直面する人口減少社会での過程における高齢化に加えて、経済社会の持続性すら危ういとの考え方からのこの都市圏ビジョンの策定とお聞きをしております。

そしてこの計画では、地域間連携による自主的な経済・生活圏を形成していくことを目的とするとのことですが、迫り来る危機脱却に対する、いわば最後のとりでとも言われております。安易な取り組み姿勢では、地域がおくれをとってしまうことにもなりかねません。

ここは確実な取り組みの推進を願うところでございますが、そこでお伺いいたします。今般策定された中央都市圏ビジョンでの町に係る取り組み方針など、ここでお聞かせください。

○議長【恩道正博君】 上出孝之副町長。

〔副町長 上出孝之君 登壇〕

○副町長【上出孝之君】 石川中央都市圏ビジョンについてのご質問にお答えします。

この石川中央都市圏ビジョンでは、目指すべき将来像を「都市と自然、仕事と生活が調和する“住みやすさ”日本一の圏域」を掲げております。そのための施策として、圏域全体の経済成長のけん引や、高い次元での都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の取り組みを進めているところであります。

町が関係する具体的な取り組みといたしましては、滞在型観光の推進として、浅野川線を活用した企画切符の販売、また移住促進として、首都圏での移住フェア等に圏域で共同出展を行っております。そのほか、広域的な公共交通網の構築や上下水道事業における広域連携の研究、災害対策、医療対策、スポーツの振興など多岐の分野において連携を深めているところでございます。

町におきましては、こうした連携・交流を

強化していくことにより、さらに町の魅力である住みやすさに磨きをかけ、住民の皆様が安心して快適に暮らせるまちを目指してまいります。

以上でございます。

○7番【藤井良信君】 終わります。

○議長【恩道正博君】 8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、日本共産党、北川悦子です。

4点質問します。

まず、1階のロビーに、ことしも「原爆と人間展」が開催されていまして。うれしく思っております。核兵器のない世界をと毎年集められた国際署名が一つの大きな力となって世界が動き始めています。

後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したい。昨年4月、平均年齢80歳を越えた広島、長崎の被爆者が国際署名を始めました。2016年4月から2020年まで、世界数億の人々からの署名を目標に署名活動が開始されています。

5月29日の北陸中日新聞には、「被爆証言DVD化 県内7人勇気奮い撮影」の見出しで、広島や長崎で被爆した石川県内の7人の証言を映像に記録したDVD「この空を見上げて～石川・被爆者たちの証言～」を県原爆被災者友の会が完成させたとありました。

会長の西本多美子さん、「被爆者が高齢になり、自分から語る事が難しくなっている。映像にまとめるのはこれが最後だろう」と強調し、「今、国は戦争する方向に動いている。子や孫に二度と同じ被害を味わってほしくない」と訴えています。証言された北野さんも「核兵器が地球上からなくなればいい。戦争は人を狂わす」と語っています。

このDVDは、県内の学校や図書館に配布予定とありました。学校でも活用してほしいと思っています。

昨年12月23日、国連総会は、核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議を113カ国という圧倒的多数で採択しました。ことし3月27日から31日には核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議が開催され、7月7日までは条約を採択したいとホワイト議長の発言でした。草案も出されました。採択されたとすれば、歴史上初めての核兵器禁止条約がことしじゅうにも誕生する可能性があります。法的に制約を受けて核保有国も縛ることになります。

内灘町も非核平和都市宣言の町として、また平和首長会議に入っているということで、まず町長の思いをお尋ねしたいと思います。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

核兵器のない世界を実現することは、人類共通の悲願であると認識をしております。

我が国は、世界で唯一の被爆国という立場から、核兵器のない世界の実現に向けて訴えることが重要であります。そして、戦争の悲惨さや平和のとうとさを改めて認識する中で核兵器のない世界を目指すことが大切であると考えております。

国連における核兵器禁止条約など核兵器の法的禁止措置につきましては、国際社会の重要な問題でもあり、国連の中で十分議論していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 核兵器をなくしていくというのは人類共通の悲願であって、訴えることが重要と町長からお話を伺いました。

3月に行われた国連の日本政府席には折り鶴が置かれ、「あなたがここにいてくれたなら」と書かれていたと聞いております。核兵器廃絶国際キャンペーンのメンバーがつくったそうです。

先ほど町長も言われたように、唯一の戦争被爆国です。

日本政府は、会議に出席しながら交渉に参加しないと表明をしていました。本当に残念です。国民の意思に応えてほしいと思っております。

広島、長崎で開催の世界大会に、かつて町の職員が派遣されていたときもありました。また、野々市では中学生の代表を派遣しております。

核兵器のない世界の実現のために被爆者の方々の願いを肌で感じるためにも、内灘町から世界大会に送り出すことはできないでしょうか。

○議長【恩道正博君】 長谷川徹総務部長。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 平和式典への職員、中学生の派遣についてのご質問にお答えいたします。

本町におきましては、平成4年に平和都市宣言を行い、町内幹線道路沿いに「非核平和都市宣言の町」と記した看板を2カ所設置しております。また、毎年開催しております世界の風の祭典におきましても、「ピースフルワールドカイトフェスティバル」というサブタイトルを掲げ、平和の町を宣言しているところでございます。

また、町内の小中学校におきましては、社会科の授業の中で、戦争や核兵器使用による被害の悲惨さ、平和であることの大切さについて学んでおります。

町職員につきましても、戦争の悲惨さと平和のとうとさを十分理解しているものと認識しており、議員ご提案の平和式典への職員、中学生の派遣につきましても、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 いろんな点から平和教育をしてらっしゃるということでありませ

けれども、ぜひ世界大会のほうにも派遣をしていくというようなことをまた考えていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

展望温泉ほのぼの湯についてお尋ねしたいと思えます。

多くの町民の方々から、建てかえは眺望のよい現在地でとの願いがかなえられ、福祉センターほのぼの湯から、より多くの方に利用してもらいたい、展望のよさをアピールして展望温泉ほのぼの湯としてスタートしたと理解しています。眺望のよさは、浴室、休憩室からもすばらしく、気持ちよくなったと歓迎の声を多く聞いております。

オープンして2カ月余りですが、利用者の数、管理費はどのようになっていますでしょうか。

○議長【恩道正博君】 瀬戸博行町民福祉部長。

〔町民福祉部長 瀬戸博行君 登壇〕

○町民福祉部長【瀬戸博行君】 お答えいたします。

展望温泉ほのぼの湯の利用者は、平成29年4月利用者が2万762人、5月利用者が2万3,278人で、合計4万4,040人です。前年度と比較しまして1.38倍のご利用をいただいております。

また、4月、5月の減免利用者の人数でございますが、合計で2万1,096人です。全利用者の47.9%の利用をいただいております。前年と比べ222人ふえております。

また、人件費、光熱水費等の4月分の支出につきましては約500万円であります。前年と比較しまして約1.45倍の支出となっております。

管理公社ほのぼの湯の当初予算では、前年度予算の約1.6倍の8,918万2,000円を計上しているものでございます。

以上です。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今お伺いしたところで見ますと、高齢者、障害のある方たちの利用が大体半数ぐらいいらっしゃるということになるかと思えます。

ほのぼの湯への町民の皆さんからの期待はとても大きかったことを反映してかと思えますが、コミュニティバスの中でほのぼの湯へのおしゃべりがよく聞こえてきたと聞いております。「今までと比べて舞台がない」「お水、お茶のサービスがない」「1階から浴場は2階になり、げた箱の鍵を受付に出す仕組みが戸惑った」「湯加減、洗い場、男湯と女湯の1カ月交代など、期待と戸惑い、勝手に違う」と不満を漏らす人もいました。

この多くの人の声をどのように酌み上げ、また改善されたことへの周知はどうしているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【恩道正博君】 瀬戸町民福祉部長。

〔町民福祉部長 瀬戸博行君 登壇〕

○町民福祉部長【瀬戸博行君】 お答えいたします。

指定管理者である内灘町公共施設管理公社では、施設運営の改善に資するために常時アンケート調査を行っております。また、現場において、管理公社職員が直接利用者からのご意見を聞かせていただいております。対応できる事例につきましては、即対応させていただいております。

また、寄せられたご質問、ご意見に対しましては、回答を取りまとめ、ほのぼの湯館内で掲示させていただいております。

以上です。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 新しくできて気持ちのよいほのぼの湯ということで、みんなで、やはりいろいろ気をつけてよい環境にしていきたいなというふうに思っています。

ただ、ご意見箱とか周知が張ってあるということですが、柱の陰やったかね、ちょっと見にくいところにあると。1カ所だけでしょ

うか。

例えば休憩室とか、そういうようなところで見やすいところに張っていただけたら、もっと皆さんのものとして、このほのぼの湯をもっとよくしていこうという声がつくられていくんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長【恩道正博君】 瀬戸町民福祉部長。

〔町民福祉部長 瀬戸博行君 登壇〕

○町民福祉部長【瀬戸博行君】 ただいまの件につきましては、そのようにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひお願いしたいと思えます。

町民に愛され、健康面でも大きな役割を果たしているほのぼの湯は、今まで福祉センターの役割も担っていました。休憩室で子供さんと一緒に家族中で来ていて、アイスを食べながらおじいちゃん、おばあちゃんを待っている息子夫婦の姿や、老夫婦が食べ物と飲み物を持ってきて、入浴後楽しそうにお話をしながら夕食をとっている姿が今まで見られました。

100 畳もあり眺望も最高の休憩室は、現在、友達と入浴後、おにぎりや総菜でお話をしながら交流する楽しみができません。食事は禁止されているからです。

元気で長生きの一つには、温泉に入ることとともに、交流も元気の源になるんじゃないかと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 瀬戸町民福祉部長。

〔町民福祉部長 瀬戸博行君 登壇〕

○町民福祉部長【瀬戸博行君】 展望温泉ほのぼの湯は、これまでの福祉センターとしての運営を廃止し、温浴施設としてリニューアルした施設であります。

新施設においても高齢者及び障害者の使用

料の減免を引き続き行っており、高齢者の皆様の憩いの場として、また町民の皆様の健康増進、福祉の向上及び健康寿命の延伸につながっているものと考えております。

なお、従前の福祉センターでは飲食可能でしたが、100 畳の大広間での食事につきましては、今ほど言いましたように、この施設は温浴施設としてでありまして、100 畳の大広間を入浴者の休憩スペースと位置づけております。館内へは無料で入館できることから、弁当等を持ち込んでの食事のみで来館されますと本来の入浴施設としての利用に支障を来しますことから、現段階においてご遠慮をいただいております。

以上です。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 前とは違い、入浴しなくても休憩室、展望を眺めにいくことができるという利点はあるかと思えます。

たくさんの方が入られて、げた箱の数が減るとか大変になるとかいう話も聞きましたけれども、そしたらげた箱を、また鍵つきじゃないようなところを設けたりとか工夫をすればできるんじゃないかなというふうには思っております。

土日なんかは今まで以上にたくさんの方が入られるということで、最近は口コミなのか、休憩室のほうにもたくさんの方が訪れているというような話も聞いておりますので、それ以外の曜日等にコミュニティの場として昼食ぐらいは、自分で持ってきたものに対しては食べられるようにできないかなというふうに私は思っております。ぜひ検討をしていただきたいと思えます。

私も今まで、町内の方が誰でも交流できる場をと訴えてきました。ある人は、病院の待合室のようなところがよいという方もいます。というのは、病院の待合室がいいという意味じゃなくて、コミュニティバスに乗って好きなときに行き、温泉に入り、体調が悪ければ

温泉に入らずに、必要なときはコーヒーやお茶を飲みながらおしゃべりをして帰ってくる。誰からも束縛されないとこが欲しいと言われてました。

ほのぼの湯の休憩室が、町中の方たちがコミュニティバスに乗ってこられる、交流できる場所ではないかというふうに思っておりますので、また今後の課題として検討していただけないでしょうか。

○議長【恩道正博君】 瀬戸町民福祉部長。

〔町民福祉部長 瀬戸博行君 登壇〕

○町民福祉部長【瀬戸博行君】 ただいまの件につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、現行のとおり運用をしていきます。

今後、利用人数等とかいろいろまた変化、変わってくることも予想されますので、その時点で検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 先ほど、今までであった福祉センターではなく温浴施設としてスタートしたというふうにおっしゃられました。

そうしますと、福祉センターと言えるようなところが町内にほかにどこがあるのかということをお聞きしたいなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

今ほど瀬戸部長言われたんですけれども、この福祉センター、ことしじゅうには入浴料といえますか、料金の見直しをする予定でございます。そのときにまた 100 畳の大広間をどうするかということを経会の皆様にご相談して決めたいと思っております。

現段階では、現状でしばらくはやりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ検討していただきたいと思います。

このほかに福祉センターと言えるような場所は町にあるのでしょうかという問いをしましたけれども、いかがでしょうか。

○議長【恩道正博君】 瀬戸町民福祉部長。

〔町民福祉部長 瀬戸博行君 登壇〕

○町民福祉部長【瀬戸博行君】 福祉センターとしての場所ということなんですけれども、高齢者が集える場所ということで、各地区にあります公民館をご利用いただきたいな思っております。

以上です。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 展望温泉ほのぼの湯のいいところは、どこからでもコミュニティバスに乗ってこられるという点で、町内の多くの方たちがいろんな方たちと交流できるという点でもありますので、今後また検討していただきたいと思いますというふうに思っております。

次の質問に移ります。

介護保険についてお尋ねしたいと思います。

介護予防・日常生活支援総合事業が町でも4月1日から始まりました。これまで全国一律に実施されてきた要支援1と2の訪問介護と通所介護が総合事業に移行することによって、町独自の事業として実施されるようになりました。

どのようになるのか。毎年のように介護保険制度の改悪が行われ、所得によって利用料が2割、3割となってくると、保険料を払って介護は使えなくなってしまう。介護保険料は天引きされているが、介護は必要なとき受けられるのか。今後どうなるのか、とても不安に思っている方たちが多いです。

広報にはこの移行の説明がとてもわかりやすく載せてはありましたが、介護度別の利用者数は現在どのようになっていますでしょうか。

まずはお尋ねしたいと思います。

○議長【恩道正博君】 北野享福祉課担当課長。

〔町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長【北野享君】 ただいまの北川議員のご質問にお答えいたします。

総合事業に移っての介護度別の利用者数についてというご質問だと思いますが、残念ながら平成29年4月の各介護度のサービス利用者数につきましては、現在、審査支払い機関であります石川県国民健康保険団体連合会、こちらのほうで審査中でございます。また、5月分にあつては、この6月に入りましてからのサービス事業者からの請求を待つ段階であり、正確な数字等についてお答えできない状況でございます。

このため、平成29年3月の数字ではございますが、介護度別の介護サービスの利用者数についてお答えさせていただきます。

まず要支援1、73名、要支援2、79名、要介護1、253名、要介護2、181名、要介護3、159名、要介護4、109名、要介護5、75名、以上、929名の方が介護並びに介護予防サービスを利用したという実績がございます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 まだ返ってきてないということで、4月からはちょっと早過ぎてわからないということでした。

要支援認定を受けた方たちで、今までの利用サービスに変化がありましたでしょうか。特に苦情とか、そういうようなことがあったでしょうか。現状はどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○議長【恩道正博君】 北野福祉課担当課長。

〔町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長【北野享君】 今ほどのご質問にお答えいたします。

先ほど議員のお話もございましたが、本年4月から、要支援と認定された方が利用できるホームヘルプサービス及びデイサービスが新たな総合事業に移行いたしました。

移行後に提供されるサービスの内容も従来のものと変更なく、利用されるサービスに変化はございません。

なお、総合事業に移行したホームヘルプサービス及びデイサービス以外の福祉用具の貸与や訪問看護などの要支援の認定を受けた方に対するサービスは、これまでどおり介護予防給付の中で提供されております。

また、利用者の方にとって変化はあったかというお尋ねでございます。

こちらのほうについては、総合事業の移行に対しての私どもの取り組みについてお答えさせていただきたいと思っております。

総合事業の移行に際しましては、利用者の混乱を招かぬよう、町、地域包括支援センター職員が担当ケアマネジャーとともに、要支援1、2と認定された被保険者宅を訪問しております。ここでは、現在利用しているサービスの内容に大きな変更がない旨の説明を行っております。

また、サービス事業者に対しましても、昨年10月と本年2月に事業所向け説明会を開催しております。よって、総合事業の移行に備えたわけです。

本年3月までには、要支援と認定を受けた方のお宅全ての訪問を終えまして、この取り組みが功を奏しまして、本年4月以降、サービス利用に関する利用者からの苦情等は聞いておりません。よって、総合事業の移行が円滑に行われたものと理解しております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 要支援の方たちのお宅に伺って説明をしてということで、大変努力されてきたかと思っております。

国のほうは、市町村、都道府県の要介護認

定率、介護予防、ケアマネなどの違いを国が見える化して、要介護認定率の低下など努力した自治体に優先的に予算を配分していくとも言われております。

元気になってサービスが必要なくなることは大変喜ばしいことですが、受けているサービスが卒業の名で利用できなくなるのではと心配の声も上がっております。

町は、利用サービスの低下はないと今まで言われてきました。町独自の事業としての総合事業の財政的な面と今後の取り組みをお尋ねしたいと思っております。

○議長【恩道正博君】 北野福祉課担当課長。

〔町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長【北野享君】 財政的にどうかというご質問にお答えいたします。

先ほどの介護度別のサービス利用者数についてのご質問にお答えいたしました。まずは総合事業に移行したことによりサービス費については、現在、審査支払い機関での審査及び請求の決定を待っている状態であり、財政的に与える影響について正確にお答えすることができません。

平成29年度の当初予算におきましては、総合事業に移行したサービスとして、訪問型サービス費で1,130万円、通所型サービス費として2,770万円を計上しております。

また、残念ながら、この費用につきましては、今後、高齢化の進展により要支援の認定を受けた方が利用できるホームヘルパーのサービスとデイサービスに係る費用も増加することも想定されます。

しかし、議員のおっしゃるとおり、総合事業の実施や介護予防事業を充実させることにより、介護を必要としない元気な高齢者の皆さんがふえ、介護に係る費用を減らす効果をもたらす、要介護の方が少なくなるような効果をもたらすことができますよう期待するものでございます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 まだ始まったばかりですので、今後、更新時に、今まで受けていたサービス等が使えなくなったりとか、認定がどの程度になっていくのかとか、いろんな心配があるわけですが、介護は本当に本人と家族に大きな負担がかかってくるものです。無資格者が行う基準緩和サービスへの置きかえとか、ケアマネによる卒業への誘導、町の広報にも書かれていました、簡単な調査、基本チェックリストで要介護認定の省略等、利用者に犠牲が強いられているのではと懸念を持っております。

今後も高齢化に伴いふえてくるかと思いますが、やはり本人と家族に、ケアマネを含めてよく皆さんで話し合っ、その人に本当に大事なサービスを削らないようにお願いしていきたいと思っております。

最後の質問に移ります。

平成30年より、国民健康保険が都道府県化により県に一本化されます。新制度が始まると、県が国保の保険者となり、県から納付金として国保事業に必要な費用が割り当てられ、町は、保険料を納め、徴収し県に納付する。県は、保険給付に必要な財源を交付金として町に拠出することになりますが、「納付金の負担額により保険料が上がるのか。これ以上上がると払えない」と心配する声が多く聞かれています。

以前にもお尋ねしましたがけれども、保険料の概算は進められているのでしょうか。まだ早いのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【恩道正博君】 高平紀子保険年金課長。

〔保険年金課長 高平紀子君 登壇〕

○保険年金課長【高平紀子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、市町ごとの標準保険税率につきましては県が試算しているところであり、確定通

知は年明け1月に予定されております。

町といたしましては、県からの通知を待つて、累積赤字額を考慮した保険税率の試算を行いたいと考えております。したがって、現時点では、30年度からの保険税率につきましては判断はできない状況であります。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 内灘町は、他の市町村と比べて基金もなく、次年度予算の先食いによって補う繰上剰余金をしています。町はどのようにこの累積赤字の解消を図っていくのか、計画をお尋ねしたいと思います。県から概算が出てこないことにはわからないのでしょうか。

○議長【恩道正博君】 高平保険年金課長。

〔保険年金課長 高平紀子君 登壇〕

○保険年金課長【高平紀子君】 ただいまのご質問にお答えします。

累積赤字の解消につきましては、町では、平成30年度までに解消する赤字解消基本計画を策定して、その解消に取り組んできたところであり、しかしながら、赤字解消に至っていないのが現状であります。

町では、国保制度改革の初年度に当たる平成30年度からの新たな赤字解消・削減に向けた取り組みを計画的に進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 累積赤字解消に向けてということで、前も計画を立てて、本当ならなくなっているわけでしたが、なかなか計画どおりにはいかないというわけなんですけれども。

やはり構造上、前も言いましたように、早く一般会計から法定外繰り入れを計画して入れていかないと、この保険料に上乘せということで県のほうから言うてくるんじゃないかというふうに思っております。今のところは

法定外繰り入れも認められておりますけれども、二、三年もすれば法定外繰り入れはということになってくるかと思いますので、その辺のところも、今でも高い国保税であること、税の平等性というようなことを言われますけれども、構造上、本当に年金暮らしの方とか非正規の方とかというようなことで、今までの構造とは違ってきております。

そういう点からも、もうこれ以上高い国保税、これ以上は払えないという方がたくさん出てきて結局滞納がかさんでくるというような悪循環になってくるかと思いますので、慎重にこの辺は考えて対処していただきたいという皆さんの声を伝えて終わりたいと思います。

以上です。

○議長【恩道正博君】 3番、七田満男議員。

〔3番 七田満男君 登壇〕

○3番【七田満男君】 議席3番、七田満男です。

平成29年内灘町議会6月会議におきまして一般質問の機会を得たことに感謝を申し上げます。

最初に、生ごみの減量化について質問いたします。

町は、生ごみの減量化にどのような取り組みを行っているのかお聞きします。

○議長【恩道正博君】 本郁夫環境安全課長。

〔環境安全課長 本郁夫君 登壇〕

○環境安全課長【本郁夫君】 ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみ減量化の取り組みにつきましては、町では、生ごみを堆肥化するコンポストや処理機の購入費を助成いたしております。また、これを利用した生ごみ堆肥づくり教室を開催しております。

生ごみ処理機の購入助成の中で、平成22年度から、ディスポーザー排水処理システムについても助成対象に含めております。

このほかに、住民への啓発活動として、ご

みひと絞り運動の推進、食べられるのに廃棄される食品ロスの削減などについて、広報やチラシを配布して周知を図るなど、生ごみの減量化に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 七田議員。

○3番【七田満男君】 それでは、それによってどの程度生ごみが減っているのかお答えください。

○議長【恩道正博君】 本環境安全課長。

〔環境安全課長 本郁夫君 登壇〕

○環境安全課長【本郁夫君】 ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみの収集につきましては、資源ごみ以外のごみと合わせ、燃えるごみとして処理、収集をしております。したがって、生ごみのみの排出量については把握できておりませんが、燃えるごみの全体の排出量は年々減少傾向でございます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 七田議員。

○3番【七田満男君】 それでは、生ごみ削減のための直接投入型のディスポーザーの導入についてお伺いします。

私の家では住宅用ディスポーザー排水システムを設置しています。その装置とは、流しの排水口の下に取りつけて、台所が出る野菜や魚のくずを粉碎処理するディスポーザーと専用処理槽とセットで設置した装置です。

利点として、生ごみを発生都度その場で処理することができ、ごみ収集日まで生ごみを保管しなくてもよく、室内や屋外のごみ置き場の悪臭やハエ、ゴキブリといった害虫の発生を予防できる装置です。しかし、普及しない原因の一つとして、装置自体が高額で、しかも毎年維持管理費がかかります。

現状での町の生ごみ減量対策には限界があるように思います。

そこで、直接投入型のディスポーザーを一部区域に試験的に導入すべきと考えます。

直接投入型とは、ディスポーザーで粉砕した残飯や野菜くずを含んだ排水をじかに下水道へ流すものです。

生ごみの水分含有量は約 90%です。ディスポーザーを利用することによりごみ全体排出重量を軽減することができ、高齢化対策にもつながる。また、生ごみや燃えるごみの排出量削減によるごみ回収・処分費用の軽減も期待できます。

ディスポーザーは 1925 年にアメリカで発明され、その後、多数の企業が市場に参入し多くの社会実験が繰り返され、ディスポーザーの安全性が科学的に実証されました。ディスポーザーが科学的に確認されてからは、生ごみを低コストで衛生的に処理される手段、ポリオの予防策として設置を義務づける州も多くなり、徐々に普及していきました。

しかし、大都市であるニューヨーク市が合流式の古い下水道設備を理由に最後までディスポーザーを禁止していましたが、1995 年当時のジュリアーニ市長は合流式にどのような影響があるか、ディスポーザーの社会実験を開始。21 カ月に及ぶ大規模調査の結果、ディスポーザーを禁止する根拠が消滅し、1997 年 9 月 11 日、禁止規制はニューヨーク市法から取り消され、現在は米国全域で広く普及しており、90 以上の自治体で設置を義務づけており、そのような自治体からは水洗トイレと同じよう衛生インフラとみなされています。

日本にも、米国から 1955 年ごろから輸入が開始されたが、日本では下水道や合併処理浄化槽が普及しておらず排水が垂れ流しになる地域もあり、多くの自治体から自粛要請が出され、そのためディスポーザー排水処理システムでの施工のみ認められ、ディスポーザーが普及しない状態が続いています。

1999 年には、日本で初めて農水省が富山県魚津市でディスポーザーの社会実験を行い、1 年間にわたる調査の概要は、汚水処理施設の処理機能や管路の詰まりぐあい、ごみ発生

量の変化、住民意識の変化、結果としてディスポーザー排水の流入による処理機能の低下、管路の詰まりは認められなかった。ごみの排出量は平均 53%程度削減でき、住民の支持率はディスポーザーの利便性が高く評価され、最終的に 90%を超えた。

下水処理場への影響については、ディスポーザーを使用すると生物化学的酸素要求量と浮遊物質の濃度はそれぞれ増加しますが、実態として流入汚濁の計画値よりはるかに低負荷運転されているために、ディスポーザー排水が流入しても問題なくできる。これは、多くの下水道計画は、流入水の汚濁負荷条件の設定値は安全を考慮し高目に設定している。そのためです。

ディスポーザー排水は、炭水化物が豊富なために、通常生活排水に含まれる窒素、リンに対し炭素が増加し、活性汚泥の機能を理想に近づけることができるために、最終排水、浄化効率はディスポーザーを導入して悪化することはない。世界各国の行政、大学、研究機関、民間企業が行ったさまざまなテストでは、直接投入型ディスポーザーが今のところ最も低コストで環境に負担なく生ごみを処理できることが実証されています。

この直接投入型ディスポーザーは、全国で約 2,000 カ所の市町村のうち、40 カ所で既に採用、導入されています。近隣では、富山県魚津市、黒部市や岐阜県岐阜市などが採用されています。町の見解をお聞きします。

○議長【恩道正博君】 井上慎一都市整備部長。

〔都市整備部長 井上慎一君 登壇〕

○都市整備部長【井上慎一君】 七田議員のご質問にお答えいたします。

町では現在、公益社団法人日本下水道協会が策定した性能基準に適合し、なおかつ国土交通大臣の認定を受けたディスポーザー排水処理システムを設置できるものとしております。

直接投入型につきましては、国や協会の基準が確立されていないことから、町では使用について規制を行っているところでございます。

生ごみの減量化を図る施策の一つとしては、破碎ごみを下水道施設に直接排出することにつきましては、排水量の増量に伴う施設への負荷、維持管理費の増加、検討する課題が多くございます。今後、先進事例や国、協会及び近隣市町の動向を踏まえ、慎重な調査研究が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 七田議員。

○3番【七田満男君】 前段で、直接投入型のディスポーザーを一部区域に試験的に導入すべきと申し上げましたが、私は白帆台地区に試験導入すべきと考えます。

白帆台ニュータウンは、町内で初めて無電柱化を取り入れ、近代的な住宅地であり、緑豊かで眺望に恵まれた地域です。スポーツ、健康福祉などの施設が集中した地域に隣接する住宅地であり、人に優しい快適なまちづくりが進められています。

さらに、直接投入型ディスポーザーを試験導入することにより、環境にも優しく定住促進にもつながると考えますが、町の考えをお聞きします。

○議長【恩道正博君】 井上都市整備部長。

〔都市整備部長 井上慎一君 登壇〕

○都市整備部長【井上慎一君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご提案の白帆台地区での直接投入型ディスポーザー試験導入につきましても、今ほどお答えしましたように、先進事例や関係機関等の動向を踏まえ、慎重な調査研究が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 七田議員。

○3番【七田満男君】 生活様式は常に進歩しています。扇風機からクーラーへ、白黒テ

レビから地デジへと常に日々進化しています。町は、将来を見据えた慎重な調査研究をお願いいたします。

次に、公園の安全と維持管理についてお伺いします。

町が管理している公園の数と遊具などの数は幾つですか。

○議長【恩道正博君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町が管理する公園は72カ所あります。また、公園の遊具につきましては173基の遊具がございます。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 七田議員。

○3番【七田満男君】 公園に設置してある遊具は、子供たちに冒険や挑戦といった遊びを提供し、その中で危険予知、危険回避を学んでいます。公園に設置してある遊具では、保育園児から小学生など年代の異なる子供たちが交わり、遊びを通じて社会性や道徳心を育む機会の場となっています。

しかし、遊具には危険が伴うことも事実であり、誤った遊び方や故障によるトラブルには重大な事故につながるケースもあります。

長年設置してある遊具などの老朽化対策やいろいろな種類の遊具などの安全点検、定期点検などの点検の状況と点検記録書は作成しているのか、また点検は誰が行っているのかお伺いします。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

遊具の点検につきましては、毎年夏休み前に実施し、安全に使用できるよう対応しております。その中で、点検が難しい総合公園の海族船遊具やハマナス恐竜公園の複合遊具などは、公園施設点検管理士などの資格を有

する専門業者が行い、点検記録報告書により点検結果の報告を受けております。そのほかの滑り台、ブランコなどの単体遊具やベンチ、照明などの施設についても、年に1回、職員の巡回点検を実施しております。

点検の結果、遊具の不良箇所や老朽化が進んでいる遊具の対応については、速やかに交換を行うなど安全管理に努めております。また、点検以外で公園に行った際も公園施設の状況確認を行い、安全管理に努めております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 七田議員。

○3番【七田満男君】 子供の重大事故は、その子にとって将来に大きくかかわります。今後もの確な点検をお願いいたします。

次に、公園の維持管理についてお伺いします。

公園は、緑地の保全や景観の向上、子供たちの遊びの場としての機能のほかに、地域住民のコミュニケーションやレクリエーションの拠点や災害時の避難場所としての機能を有しております。

町民の皆さんには、定期的に公園の清掃活動を実施いただき、感謝を申し上げます。

しかし、一部の公園では、樹木などが道路にまではみ出ている公園も見かけます。

清掃、除草や樹木などの管理やその他の施設は万全かお伺いいたします。

○議長【恩道正博君】 川口町長。

[町長 川口克則君 登壇]

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

公園の維持管理体制につきましては、年度初めに年間実施計画を立て、実施前に再度実地確認を行い、除草、樹木の剪定、害虫の駆除などを実施しているところでございます。また、区、町会の協力を得まして公園の除草などをお願いしております。

そのほか、住民有志のアダプトによる公園の除草及び美化活動など、管理に努めていた

だいているところもでございます。

今後も公園施設の適時適切な管理を図るため、現地確認の徹底のほか、区、町会と連携を図るなど、安全・安心な公園施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【恩道正博君】 七田議員。

○3番【七田満男君】 質問を終わります。

○議長【恩道正博君】 これにて一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【恩道正博君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日9日から13日までの5日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、明日9日から13日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る14日は午後1時から本会議を開き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時59分散会